

各 位

大阪桐蔭会計処理問題に係わる第三者委員会の「調査報告書」について

当法人は、外部の識者・専門家から構成される「大阪桐蔭会計処理問題に係わる第三者委員会」を平成 26 年 12 月 17 日付で設置し、不適切な会計処理に関する事実認定、原因分析、責任分析、再発防止策等の提言をお願いしておりました。

この度、平成 27 年 3 月 17 日付で、当該委員会から「調査報告書」が提出されましたので、ここにご報告申し上げます。

なお、当法人としては、この「調査報告書」を厳粛に受け止め、真摯に対応する所存でございます。

平成 27 年 3 月 25 日
学校法人大阪産業大学

調査報告書

平成27年3月17日

学校法人 大阪産業大学 御中

第三者委員会

委員長 畠 田 健 治



委員 橋 森 正 樹



委員 坪 内 隆



委員 藤 本 勝 美



委員 徳 田 守



第1 第三者委員会の設置及び調査の実施

1 第三者委員会の設置の経緯及び目的

平成26年10月23日、学校法人大阪産業大学（以下、単に「学校法人」という。）における教職員労働組合との団体交渉において、学校法人が設置する大阪桐蔭中学校高等学校（以下、大阪桐蔭中学校を「桐蔭中学」といい、大阪桐蔭高等学校を「桐蔭高校」といい、両者を併せて「桐蔭中学高校」という。）において、模擬試験等の受験料に関して簿外資金が存在するとの指摘を受けたことを契機として、学校法人内で調査したところ、模擬試験の受験料に関する簿外資金、副教材費及び実習費に関する

簿外資金、検定試験の受験料に関する簿外資金のほか、学校法人が設置する大阪産業大学附属中学校高等学校（以下、大阪産業大学附属中学校を「附属中学」といい、大阪産業大学附属高等学校を「附属高校」といい、両者を併せて「附属中学高校」という。）においても、検定試験の受験料に関する簿外資金が存在することが発覚した。

学校法人は、直ちに、これら一連の簿外資金問題に関して、すべてのステーク・ホルダーのために調査を実施し、それを対外公表することで、最終的には組織の信頼と持続可能性を回復することを目的として、外部の専門家による第三者委員会を設置することを決定し、平成26年12月19日、これを公表した。

設置される第三者委員会（以下「当委員会」という。）は、これら一連の簿外資金問題には法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為等が疑われ、また、元役員、現役員、教職員幹部の関与も否定できないことから、学校法人から独立した委員のみをもって構成し、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づき原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等の提言が期待されている。

したがって、当委員会の目的は、まずは、これら一連の簿外資金問題にまつわる不正行為の事実の認定を行うとともに、その原因の究明及びその分析並びに関係者の責任の有無にかかる調査を行い、次いで、再発防止のための提言を行うものとなる。

以上の経緯及び目的の下に、当委員会は、発足と同時に調査に着手した（以下「本調査」という。）

2 当委員会の構成

当委員会の発足に当たっては、「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」（日本弁護士連合会策定）を参考にして、学校法人関係者を排除した利害関係のない外部の専門家による調査とすることが適当であると

の考えに基づいて、以下のとおり、弁護士を委員長とし、その他弁護士1名・公認会計士2名・教育関係者1名の合計5名により構成されている。

委員長	弁護士	畠田健治
委員	弁護士	橋森正樹
委員	公認会計士	坪内隆
委員	公認会計士	藤本勝美
委員	教育関係者	徳田守

3 調査の対象及び方法

まず、本調査は、以下の問題を調査の対象とする。

- ・桐蔭中学高校における模擬試験の受験料に関する簿外資金問題
(以下「A問題」と称する。)
- ・桐蔭中学高校における副教材費及び実習費に関する簿外資金問題
(以下「B問題」と称する。)
- ・桐蔭中学高校における検定試験の受験料に関する簿外資金問題
(以下「C問題」と称する。)
- ・附属中学高校における検定試験の受験料に関する簿外資金問題
(以下「D問題」と称する。)

次に、本調査の方法は、A及びB問題については、一連の問題が簿外取引という問題の性質上、また、その簿外取引が長期にわたっている可能性が大であることから、まずは、調査の前提となる簿外取引の具体的内容について当委員会の委員とは別で学校法人とは利害関係のない公認会計士3名による調査を実施した（以下、この調査を「会計士調査」という。）。会計士調査は収支簿の復元を中心としたものであるが、証憑類が乏しい中、復元には相当の限界があったものの、可能な限り復元を試みた。そして、その一定程度復元された収支簿を含めた調査結果を分析するとともに、これら簿外取引に直接ないし間接に関与したと思われる元理事、現理

事及び教職員のほか、一連の簿外資金問題を指摘した労働組合関係者などに対するヒアリングを実施し（別紙「ヒアリング対象者リスト」参照）、さらに、その他関係資料を調査、分析した。なお、関係者へのヒアリングは各委員が合同で行うことを原則としたが、時間的な制約もあり、適宜分担した場合もある。

また、関係資料としては、前述の公認会計士3名が復元した収支簿を中心とした簿外取引の具体的内容に関する資料のほか、学校法人及びヒアリング対象者より提供された資料を中心に検討した。

ただし、本件で重要な役割を果たしていたと見られる桐蔭中学高校の事務長（事務取扱）である 乙 氏（以下「乙 氏」という。）及び平成19年度まで桐蔭中学高校に在籍し総務課主任であった 氏（以下「 氏」という。）については、当委員会はヒアリングを実施することを予定していたが、いずれも体調不良を理由にヒアリング実施が著しく困難であるとの返答を受けた。当委員会としては、両名へのヒアリングを実施せずしては十分な調査は困難との判断の下、やむを得ず書面によるヒアリングを試みた。

しかしながら、上記両名ともに当委員会が指定した回答期限を経過しても回答書の提出がなされず、また、本報告書作成時においても提出されなかったため、遺憾ながら上記両名へのヒアリングが実施されないままでの報告とならざるを得なかった点を付言しておく。

また、C及びD問題については、学校法人から提供された資料を中心に調査を実施した。

4 本報告書の構成

本報告書は、本調査の目的に従い、まず、A及びB問題について、順次、会計士調査に基づき、その具体的内容を明らかにし、次に、これら一連の簿外資金問題が行われた経理業務の実態及びその背景の検討を行い、

その原因分析を行う。また、C及びD問題については、学校法人から提供された資料を踏まえ、前記同様、その実態及び背景を検討、原因分析を行う。

その後、これら一連の簿外資金問題発生についての関係者の責任の所在を明らかにし、最後に再発防止策の提言を行う。

5 調査に関する了解事項

本調査は、上記の経緯、目的、方法により実施されるものであるが、もとより捜査機関が行うような調査とは異なるため、ヒアリング対象者の記憶や関連資料の記載が意図的に変えられているような場合や関連資料の呈示を差し控えられているような場合には、結論が異なる可能性がある。また、限られた時間と限られた資料により分析するため、内容が限定的なものとなる可能性がある。

本調査は、上記の目的のために作成されるものであり、それ以外の利用を予定していない。それ故、目的外利用の必要がある場合、委員の個別承諾を得ることを前提として作成されている。

第2 簿外取引の具体的内容

1 はじめに

一連の問題が簿外取引という問題の性質上、また、その簿外取引が長期にわたっている可能性が大であることから、まずは、A及びB問題について、調査の前提となる簿外取引の具体的内容について、学校法人とは利害関係のない公認会計士3名（当委員会委員とは別）による調査を実施した（会計士調査）。

もっとも、簿外取引の期間が長期であることに加えて、そもそも証憑類が乏しいことなどから、簿外取引の具体的内容の解明には限界があり、その具体的内容のすべてを厳密に認定するには至らなかったことを付言して

おく。

2 A問題（模擬試験の受験料に関する簿外資金問題）

(1) 概要

A問題は、桐蔭中学高校が外部の予備校や教育事業会社が主催するいわゆる模擬試験を実施するにあたって、生徒保護者から徴収した受験料を学校法人の収入または預り金として計上せず、また、学校法人が定める正規の手続を経ず、ゆうちょ銀行に開設されていた振替口座（大阪桐蔭中学校名義口座、大阪桐蔭高等学校名義口座、以下「模試口座」という。）にて簿外にて事実上管理されていたことに加えて、平成16年4月から桐蔭中学高校の進路指導主事であった 丁 氏（以下「丁 氏」という。）が、生徒から直接現金にて徴収した受験料の一部が模試口座に入金されず、その使途が不明となっているというものである。

なお、模試口座のうち、大阪桐蔭中学校名義口座は平成9年4月23日に、大阪桐蔭高等学校名義口座は平成4年6月1日に、それぞれ開設されている。また、ゆうちょ銀行担当者の説明によれば、これらの口座はいずれも平成26年4月10日に代表者の廃止届が提出されており、廃止届提出前の代表者は、桐蔭中学高校の教育相談役（元校長）の 甲 氏（以下「甲 氏」という。）であったとのことである。

(2) 調査結果

ア 模試口座の推移

① 年度ごとの受入金額、払出金額、残高

まず、受験料が管理されていた模試口座の年度ごとの受入金額、払出金額及び残高は、次のとおりである。

ただし、ゆうちょ銀行が発行した振替口座払戻状況調書に基づくものであるが、平成16年11月8日以降の分にとどまり、それより以前の分は保存期間の関係上発行されなかった。

ゆうちょ銀行 振替口座受払状況調査(中学)

(単位:円)

	受入金額(A)	払出金額(B)	Net(A)-(B)	口座残高
	平成17年5月31日の取引から開始している。			
調査期間:平成16年11月8日～平成17年3月31日	不明【開始残高は3,178,242円】			
調査期間:平成17年4月1日～平成18年3月31日	5,962,059	3,912,859	2,049,200	5,227,442
調査期間:平成18年4月1日～平成19年3月31日	6,674,971	6,306,060	368,911	5,596,353
調査期間:平成19年4月1日～平成20年3月31日	13,230,078	11,107,698	2,122,380	7,718,733
調査期間:平成20年4月1日～平成21年3月31日	13,170,100	7,893,980	5,276,120	12,994,853
調査期間:平成21年4月1日～平成22年3月31日	17,067,770	8,095,449	8,972,321	21,967,174
調査期間:平成22年4月1日～平成23年3月31日	18,735,260	10,886,770	7,848,490	29,815,664
調査期間:平成23年4月1日～平成24年3月31日	13,714,038	13,018,308	695,730	30,511,394
調査期間:平成24年4月1日～平成25年3月31日	14,779,900	3,903,721	10,876,179	41,387,573
調査期間:平成25年4月1日～平成26年3月31日	15,643,490	47,588,268	△ 31,944,778	9,442,795
調査期間:平成26年4月1日～平成26年11月7日	51,653,522	12,118,179	39,535,343	48,978,138

ゆうちょ銀行 振替口座受払状況調査(高校)

(単位:円)

	受入金額(A)	払出金額(B)	Net(A)-(B)	口座残高
				21,480,063
調査期間:平成16年11月8日～平成17年3月31日	1,777,500	19,893,285	△ 18,115,785	3,364,278
調査期間:平成17年4月1日～平成18年3月31日	35,177,300	37,715,017	△ 2,537,717	826,561
調査期間:平成18年4月1日～平成19年3月31日	65,248,801	60,301,105	4,947,696	5,774,257
調査期間:平成19年4月1日～平成20年3月31日	63,873,210	60,397,945	3,475,265	9,249,522
調査期間:平成20年4月1日～平成21年3月31日	62,490,616	60,945,756	1,544,860	10,794,382
調査期間:平成21年4月1日～平成22年3月31日	69,288,362	66,308,976	2,979,386	13,773,768
調査期間:平成22年4月1日～平成23年3月31日	73,145,645	68,140,227	5,005,418	18,779,186
調査期間:平成23年4月1日～平成24年3月31日	73,053,035	72,113,926	939,109	19,718,295
調査期間:平成24年4月1日～平成25年3月31日	80,136,433	50,555,223	29,581,210	49,299,505
調査期間:平成25年4月1日～平成26年3月31日	84,822,876	117,995,391	△ 33,172,515	16,126,990
調査期間:平成26年4月1日～平成26年11月7日	107,002,129	51,841,016	55,161,113	71,288,103

ところで、この模試口座の推移からすれば、年々残高が増加している。これは次のような理由によるものである。すなわち、模擬試験の実施には、予備校や教育事業会社自身が受験生の募集、会場提供及び試験監督などの事務を執り行う場合と、学校が予備校等に代わってそれらの事務を執り行う場合とがあり、後者の場合にはそれらの事務処理に見合う費用（これらの費用を、以下では「事務処理費用」という。）を予備校等が負担するのが一般的とされている。そして、この場合には、学校は、生徒からは正規の受験料を徴収するが、そこから事務処理費用を控除し、その控除後の残額を予備校等へ支払うこととされているところ、桐蔭中学高校における模擬試験についても同様である。したがって、模

試口座の残高はこの事務処理費用に相当する金員であるといえる。

② 受入金額について

受入金額は、生徒保護者からの模擬試験の受験料としての入金すべてである。

ただし、後に詳述するが、模擬試験の受験料の一部は、生徒から直接現金で受領するものもあったところ、そのうちの一部は模試口座に入金されているが、残余は模試口座に入金されていない。

③ 払出金額について

払出金額の支払先及び内容を証する証憑類は、平成19年度分、25年度分及び平成26年度分しか学校側からは提出されなかった（後述の■■■■氏作成ノート）。これらの証憑類に加えて、予備校や教育事業会社から提供された資料（ただし、資料が出揃ったのが平成22年度分以降に限られた。）に基づく会計士調査の結果、結局、平成19年度分及び平成22年度ないし平成26年度分については、その払出金額の多くは模擬試験実施業者への模擬試験にかかる料金の支払いであることが確認された。

しかし、以下のとおり、桐蔭中学につき972,494円が、桐蔭高校につき9,529,808円が、それぞれ証憑類が確認できず、模擬試験にかかる料金の支払いであるとの確認はなされなかった。

（桐蔭中学）

年 度	日 付	金 額
平成 22 年度	7 月 26 日	7,560
	8 月 26 日	6,000
	10 月 5 日	14,200
平成 23 年度	7 月 25 日	8,400
	7 月 25 日	292,338
	8 月 22 日	16,200
	9 月 8 日	17,200
	9 月 8 日	200

	10 月 31 日	8,500
平成 24 年度	7 月 27 日	23,931
	7 月 27 日	312,600
	9 月 28 日	237,700
平成 25 年度	10 月 3 日	27,665
合計		972,494

(桐蔭高校)

年 度	日 付	金 額
平成 19 年度	4 月 2 日	90,000
	11 月 15 日	25,000
	12 月 11 日	57,460
平成 22 年度	5 月 11 日	253,500
	5 月 31 日	19,958
	6 月 3 日	167,454
	6 月 16 日	28,823
	6 月 16 日	55,906
	6 月 24 日	94,317
	7 月 12 日	91,174
	7 月 12 日	620,800
	7 月 22 日	80,911
	7 月 26 日	25,200
	7 月 30 日	2,978,440
	8 月 5 日	42,998
	8 月 26 日	5,700
	8 月 30 日	95,185
	8 月 30 日	48,668
	9 月 2 日	70,913
	9 月 22 日	107,390
	9 月 28 日	1,350
	10 月 5 日	73,332
	10 月 20 日	91,968
	10 月 29 日	109,998
	10 月 29 日	9,320
	11 月 5 日	39,300
	11 月 5 日	14,818
	11 月 25 日	212,663
	11 月 25 日	11,076
	11 月 26 日	13,100
	11 月 30 日	10,925
	12 月 6 日	26,200
	12 月 13 日	104,800
	12 月 20 日	13,100

	12 月 27 日	31,160
	12 月 27 日	10,800
	1 月 7 日	9,600
	1 月 22 日	26,200
	1 月 14 日	23,900
	2 月 9 日	1,470
	2 月 24 日	16,840
	2 月 24 日	170,000
	3 月 22 日	9,430
	3 月 31 日	542,300
平成 23 年度	4 月 14 日	2,900
	4 月 28 日	234,360
	7 月 11 日	60,767
	7 月 25 日	32,225
	7 月 25 日	21,840
	8 月 22 日	46,078
	8 月 30 日	48,914
	8 月 30 日	10,900
	9 月 9 日	2,200
	9 月 14 日	62,333
	9 月 15 日	28,400
	10 月 3 日	45,871
	10 月 20 日	67,114
	10 月 31 日	3,200
	11 月 10 日	116,254
	1 月 13 日	103,800
	1 月 13 日	48,840
	1 月 17 日	44,062
	1 月 17 日	22,900
平成 24 年度	5 月 1 日	272,160
	7 月 27 日	28,551
	8 月 29 日	83,211
	8 月 29 日	222,690
	9 月 5 日	42,809
	9 月 19 日	1,664
	9 月 27 日	4,060
	9 月 28 日	50,010
	9 月 28 日	30,320
	10 月 1 日	15,240
	10 月 5 日	31,318
	10 月 5 日	34,361
	10 月 23 日	83,198
	11 月 6 日	102,835
	11 月 26 日	3,060

	12月6日	487,800
	12月21日	31,170
	12月21日	23,656
	1月10日	29,141
	1月24日	87,900
	2月8日	25,010
	2月15日	275,100
	2月15日	474
平成25年度	9月20日	27,665
合計		9,529,808

④ 他名義口座への資金移動について

模試口座について、以下のとおり、平成25年4月12日及び平成26年5月30日に、りそな銀行難波支店の「大阪桐蔭中学校高等学校七夕会顧問 甲」名義の口座（以下「七夕会口座」という。）へそれぞれ払出しがなされ、その後、平成26年9月16日、平成26年10月21日及び平成26年11月6日に、同口座より模試口座へそれぞれ上記払出額と同額の受入れがなされている。

なお、七夕会とは、大阪桐蔭中学校高等学校桐友会（桐蔭中学高校の保護者で構成されるいわゆる保護者会である。以下「桐友会」という。）の役員経験者、その年度の役員、相談役及び顧問並びに校内事務局員を会員として構成されており（平成26年12月24日現在、合計103名）、会員間の親睦を図るとともに桐友会の諸活動の後援などを通じて桐蔭中学高校を支援し、もって学校の発展に寄与することを目的とした親睦会である。そして、七夕会口座の名義は「大阪桐蔭中学校高等学校七夕会顧問校長 甲」とされ、その通帳及び届出印は乙氏が保管していた。

郵便局 振替口座
 名義 大阪桐蔭中学校（模擬試験口座）
 口座記号番号 [REDACTED]

No.	処理年月日	受入金額	払出金額	口座現在高
794	H25.4.12		31,409,833	3,000,840
903	H26.5.30		5,041,731	864
929	H26.9.16	31,409,833		40,744,093
979	H26.10.21	5,041,731		48,771,484
合計		36,451,564	36,451,564	

郵便局 振替口座
 名義 大阪桐蔭高等学校（模擬試験口座）
 口座記号番号 [REDACTED]

No.	処理年月日	受入金額	払出金額	口座現在高
2204	H25.4.12		19,876,715	3,000,840
2498	H26.5.30		7,781,016	864
2524	H26.9.16	19,381,346		60,673,842
2593	H26.10.21	7,781,016		73,379,749
2625	H26.11.6	495,369		70,201,619
合計		27,657,731	27,657,731	

また、一旦七夕会口座へ移動された金員は、その後、甲氏及びその子である [REDACTED] 氏（以下「[REDACTED] 氏」という。）のそれぞれの個人名義の口座へ定期的に払出しされていたが、その後、再び七夕会口座へ上記払出額と同額が受入れされていた。

りそな銀行難波支店
 普通預金 [REDACTED]
 大阪桐蔭中学校高等学校
 七夕会 顧問 甲

年月日	入金額	出金額	口座残高	摘要
H25.2.25			578,227	
H25.4.12	19,876,715		20,454,942	大阪桐蔭高等学校から振込入金
H25.4.12	31,409,833		51,864,775	大阪桐蔭中学校から振込入金
H25.4.23		500,900		甲氏個人口座へ送金
H25.4.23		300,900	51,062,975	[REDACTED]氏個人口座へ送金
H25.5.23		500,600		甲氏個人口座へ送金
H25.5.23		300,600	50,261,775	[REDACTED]氏個人口座へ送金

H25.6.21		500,600		甲 氏個人口座へ送金
H25.6.21		300,600	49,576,575	氏個人口座へ送金
H25.7.23		500,600		甲 氏個人口座へ送金
H25.7.23		300,600	48,945,945	氏個人口座へ送金
H25.8.23		500,600		甲 氏個人口座へ送金
H25.8.23		300,600	48,089,394	氏個人口座へ送金
H25.9.20		500,600		甲 氏個人口座へ送金
H25.9.20		300,600	47,288,194	氏個人口座へ送金
H25.10.23		500,600		甲 氏個人口座へ送金
H25.10.23		300,600	46,481,334	氏個人口座へ送金
H25.11.22		500,600		甲 氏個人口座へ送金
H25.11.22		300,600	45,680,134	氏個人口座へ送金
H25.12.2		2,500,900		甲 氏個人口座へ送金
H25.12.2		1,500,900	41,678,334	氏個人口座へ送金
H25.12.20		500,600		甲 氏個人口座へ送金
H25.12.20		300,600	40,840,164	氏個人口座へ送金
H26.1.23		500,600		甲 氏個人口座へ送金
H26.1.23		300,600	40,007,670	氏個人口座へ送金
H26.2.21		500,600		甲 氏個人口座へ送金
H26.2.21		300,600	39,210,161	氏個人口座へ送金
H26.3.20		500,600		甲 氏個人口座へ送金
H26.3.20		300,600	38,308,961	氏個人口座へ送金
H26.4.23		500,600	37,808,361	甲 氏個人口座へ送金
H26.5.23		500,600	37,307,761	甲 氏個人口座へ送金
H26.5.30	7,781,016			大阪桐蔭高等学校から振込入金
H26.5.30	5,041,731			大阪桐蔭中学校から振込入金
H26.6.23		500,600	49,119,908	甲 氏個人口座へ送金
H26.7.23		500,600	49,079,308	甲 氏個人口座へ送金
H26.8.22		500,600	48,581,989	甲 氏個人口座へ送金
H26.9.12	2,000,000			甲 氏から入金
H26.9.16	1,800,000			甲 氏から入金
H26.9.16		19,381,346		ゆうちょ銀行 大阪桐蔭高等学校口座へ送金
H26.9.16		31,409,833	1,440,810	ゆうちょ銀行 大阪桐蔭中学校口座へ送金
H26.9.22		500,600	938,410	甲 氏個人口座へ送金
H26.10.20	13000000		13,938,410	甲 氏から入金
H26.10.20		7,781,016		ゆうちょ銀行 大阪桐蔭高等学校口座へ送金
H26.10.20		5,041,731	1,114,799	ゆうちょ銀行 大阪桐蔭中学校口座へ送金
H26.10.23		500,648	613,287	甲 氏個人口座へ送金
H26.11.5	300,000		913,287	甲 氏から入金
H26.11.5		495,369	417,918	ゆうちょ銀行 大阪桐蔭高等学校口座へ送金

甲 氏個人口座へ送金総額(送金手数料を除く)

$$50 \text{ 万円} \times 19 \text{ 回} + 250 \text{ 万円} = 1,200 \text{ 万円}$$

氏個人口座へ送金総額(送金手数料を除く)

$$30 \text{ 万円} \times 12 \text{ 回} + 150 \text{ 万円} = 510 \text{ 万円}$$

甲 氏 ■■■ 氏)からの入金総額 1,710 万円

※甲 氏・■■■ 氏口座への送金総額の計算においては、便宜上、1 回の支払い額の千円未満（送金手数料と思われる。）の部分は、切り捨てている。

⑤ 発見された現金

平成 26 年 1 月 25 日、桐蔭中学高校で管理する金庫にて、合計 35,512,821 円の現金が発見された。その内、21,274,000 円の現金については、丁 氏が、模擬試験受験料や教材費として集金した現金のうち模試口座に入金していなかったものであり、その一部は費消したので自ら補填した旨説明している。

なお、同日発見された現金のその余の部分（14,238,821 円）については、B 問題の項で説明する。

イ 模試口座の管理方法について

桐蔭中学高校の会計課主任である ■■■ 氏（以下「■■■ 氏」という。）によれば、模擬試験の受験料の徴収は、基本的に毎年 7 月ころに生徒保護者に対してゆうちょ銀行所定の振替払込請求書兼受領証を交付し、各学年各クラスに応じた受験料を模試口座へ払込みされる方法で徴収していたこと、ただし、例えば振替払込請求書兼受領証を紛失したなどとして、担任教員などに現金を持参する生徒もいるため、中には丁 氏から直接現金を受け取り、■■■ 氏がその現金を模試口座へ入金していたものもあることが確認された。なお、毎年、生徒保護者に対して請求した受験料の支払いについて、ゆうちょ銀行から送付される振替受払通知書をもとに支払いの有無を確認しており、支払いが確認できない生徒保護者に対しては督促するなどし、最終的には毎年度すべての受験料を回収していたとのことである。

一方、模擬試験実施業者への料金の支払いは、基本的に ■■■ 氏が丁 氏から請求書の交付とともに支払いの指示を受ける度に模試口座より振込み

にて支払い、■■■■氏は、丁氏から交付された請求書及び払出しにかかる証憑類をノートに貼り付けていた。

また、模試口座の受入れ及び払出しについては、■■■■氏はそれを一覧表などで整理して管理するなどはしておらず、上記の丁氏から交付された請求書及び払出しにかかる証憑類をノートに貼り付けていたにとどまり、そのノートを毎年丁氏に交付していた。しかし、このノートは、平成19年度分、平成25年度分及び平成26年度分は存在したが、その余の存在は確認されていない。

ウ 模擬試験の受験料の種類と教材費用

桐蔭中学高校の数学科主任の■■■■氏（以下「■■■■氏」という。）によれば、模擬試験には2種類あり、一つは各学年各クラスにつきその全生徒が共通して受験する模擬試験（以下「共通模試」という。）と、もう一つは希望者のみが受験する模擬試験（以下「希望模試」という。）であること、共通模試の受験料については生徒保護者に対して振替払込請求書兼受領証を交付し振替口座へ払込みされる方法で徴収していたが、希望模試の受験料については、担任教員が生徒から直接現金を受領し、担任教員はその現金を丁氏へ交付していたことが確認された。

この点、丁氏によれば、希望模試の受験料で担任教員から交付を受けた現金については、その一部は■■■■氏へ交付し、模試口座へ入金するように指示していたが、その余については丁氏が現金にて管理していたとのことである。

また、丁氏によれば、希望模試の受験料以外にも、センター演習教材という教材費用として生徒から直接現金で徴収した現金もあったとのことである。この教材費用として生徒から徴収した現金は丁氏が現金で保管しており、■■■■氏へ一部交付したものはあるものの、その多くは丁氏が自ら教材費用の業者に直接支払っていたとのことである。その理由とし

て、丁氏は、この教材費用として徴収した現金には硬貨が比較的多く相当の重さがあったため、そのような現金を■■■■氏をしてゆうちょ銀行の口座に入金させることの労力を考えると■■■■氏に交付することに気が引けたことから、丁氏自身がその現金を引き続き管理することとなり、その結果、業者への支払いも丁氏自身が行っていたものであると供述している。

エ 丁氏が保管していた（模試口座に入金されなかった）現金について

このように、丁氏は希望模試の受験料及び教材費用の徴収の役割を担っていたものであるが、それらの徴収した金員のうち、模試口座に入金せずに一部費消した旨認めている。

そこで、丁氏が■■■■氏を経由して模試口座に入金しなかった現金の額が問題となる。

この点、丁氏は、平成26年11月29日、次の記載のあるメモを学校法人に提出し、模試口座に入金されなかった金額が概算で約2100万円となる旨説明している。

「金額の見積りについて

支出等150万×8年を想定して約1200万

手元の残金、約600万と約380万

合計で約2100万円」

すなわち、丁氏は、自らの記憶によれば、現金を費消した額（支出額）が年間150万円くらいであり、これに手元に残った現金が約600万円と約380万円であるから、この合計額が2100万円になると説明する。

しかし、この説明には何らの信ぴょう性もない。また、この説明のわずか3日前である11月26日、丁氏が学校法人理事長宛に提出した弁明書によれば、「自分なりに現金で集めたお金を見積も」り、「その時点に

残っていた現金600万円」との差額を自ら補てんし、2174万円を返還したというものであるところ、補てん額に変遷があることに加えて、当初は「集めた金額」という説明であったにもかかわらず、後に「支出した金額」という説明に変わっており、金額の算定根拠が全く異なる。また、これらの裏付ける客観的な資料は全くない。

また、丁氏は、希望模試の受験生などの情報管理について5、6年前から進路指導室にあるパソコンでデータ管理していたが、平成26年9月ころ、ある日突然パソコンが壊れたため、すぐに[REDACTED]という業者に原因調査やデータ回復を依頼したが、原因は不明であり、データ回復もできないとの返答であったとのことであり、従前より丁氏が管理していたデータからは上記丁氏の説明の信憑性を確認することはできなかった。

そこで、当委員会は、実際に模擬試験を実施した予備校や教育事業会社などに照会をかけ、それに基づく会計士調査により桐蔭中学高校にて実施された模擬試験の具体的内容を調査することで、可能な限り、希望模試の受験料のうち模試口座に入金されなかった金額を認定しようと鋭意試みた。しかし、予備校などからの回答も一部にとどまり、そのほかに客観的な資料も確認できなかったこと、そのほか時間的な制約もあり、丁氏が保管していた（模試口座に入金されなかった）現金の金額を認定するに至らなかった。

オ 模試口座に入金されなかった金員の使途について

前述のとおり、平成26年11月25日、桐蔭中学高校で管理する金庫にて21,274,000円の現金が発見されているが、この点について、丁氏は、前述のとおり、同月26日付の弁明書を学校法人に提出している。

その弁明書には、「一部は予備校や大学等との情報交換や懇親会費等として利用していました。今月に入り、調査が開始されたので自分なりに現

金で集めた現金を見積もって、今月中旬までに 丙 氏に返還しました。その時点で残っていた現金は、約 600 万円程度だと思います。不足分は、私個人が補てんしました。」と記載されている。なお、丙 氏とは 丙 氏のことであり、平成 22 年度まで大阪桐蔭中学高校の事務長で、以降は事務部顧問である者である（以下「丙 氏」という。）。

しかしながら、丁 氏が、この弁明書の日付のわずか 3 日後である同月 29 日に学校法人に提出したメモでは、上記エで述べたとおり、上記約 600 万円のほか約 380 万円も現金で残っていたとの説明に変遷しており、結局、丁 氏が調査後に補てんした現金は 1200 万円ということであった。この点、丁 氏がこの 1200 万円の現金を補てんして 丙 氏に交付した理由について、丁 氏は「甲 氏に相談したところ『使っていたのであれば、戻すしかないだろう。』と言われたから」と供述するにとどまった。なお、丁 氏が現金にて補てんした 1200 万円について、丁 氏は親戚などの協力を得て準備をした旨供述していたところ、当委員会がその明細の提示を求めた。これに対し、丁 氏からは、1200 万円については、全額、丁 氏の妻もしくはその親族の預貯金から出金したものであるとの回答はあったものの、その具体的な内訳の回答は示されなかった。

これらの 丁 氏の説明ないし供述からすれば、要するに、模試口座に入金されなかった金員の使途は、予備校や大学等との情報交換や懇親会費等であり、その総額はおおよそ 1200 万円であるということである。

しかしながら、これらの使途及びその金額については何ら裏付けとなる領収書などの客観的資料はなく、丁 氏からも一切提出されなかった。その理由について、丁 氏は、領収書を保存するという思いに至らなかったからとの供述に終始していた。

また、丁 氏は、このような予備校や大学等との情報交換や懇親会費等

に費消し始めた経緯については次のとおり供述する。すなわち、過去に手続上のミスで模擬試験の受験料を一学年分丸々生徒保護者に請求しそびれていたことがあったが、その際、甲氏からは「今後このような時のために予備の金員を準備しておかないといけない」という趣旨のことを言われたことがあった、模擬試験の受験料が手元に年々溜っていく中、ある時、上司にこの金員をいわゆる渉外活動費に充ててもよいかとの相談をして了承を得たため、以後、情報交換や懇親会等で費消するようになったという趣旨の供述をする。しかしながら、いわゆる渉外活動費に充ててもよいかとの相談をして了承を得たという人物が誰であったのかについては記憶がないとの供述に終始した。

カ 模試口座の残高（事務処理費用）に対する 甲 氏の認識

甲氏は、当委員会のヒアリングにおいて、そもそも模擬試験の受験料について生徒保護者からの徴収額と模試実施業者への支払い額との間に差額（つまり、事務処理費用）が生じることを知らなかった旨供述する。

しかしながら、学校法人から提出された平成4年1月24日付の要求書（大阪私学教職員組合、同小中高部及び同大阪桐蔭高等学校分会が学校法人宛に提出した書面）によれば、要求項目の一つに「生徒から徴収した金銭（副教材費、模擬テスト代、各種検定試験代、その他）のバックマージンの用途を明らかにすること。」が掲げられており、この要求書に対する同年3月17日付学校法人の「回答」によれば、上記要求項目については桐蔭中学高校の校長から説明を行う旨回答がなされていることが確認された。また、同年5月28日付「大阪桐蔭高等学校教職員組合ニュース」によれば、上記要求項目について「組合は生徒の教育環境向上に直接役立ててもらいたいと申し入れる予定。」と記載されている。これらの一連の経緯に鑑みれば、すでに平成4年1月の段階で、生徒保護者から徴収した金銭（副教材費、模擬テスト代、各種検定試験代）について余剰が生じてい

る疑いが前記教職員組合からかけられ、そのことについて校長であった甲氏は学校法人から対応を命じられたことが判明する。さらに、模試口座のうち桐蔭高校名義の口座の開設が同年6月であることを考え併わせれば、模試口座に徴収額と模試実施業者への支払い額との差額が余剰金として蓄積されてきたことについて、甲氏が認識していたことは明らかである。前記の甲氏の供述は、明らかに事実と反するといわなければならない。

キ このような簿外取引が始まった時期について

上記カで記載した要求書などからすれば、このような模擬試験にかかる受験料の簿外取引は、模試口座の履歴が確認できる平成16年よりも相当以前から始まっていたことは容易に認定できる。

しかしながら、当委員会は、平成16年より以前の簿外取引については、そもそも資料がなく、また、時間的な制約もあって、これ以上の調査は著しく困難であるといわざるを得ない。

ク セタ会への資金移動の経緯及び甲氏の認識について

① セタ会への資金移動の経緯

甲氏、丙氏、■■■■氏並びに後出の■■■■氏及び■■■■氏によれば、セタ会への資金移動の経緯は、おおむね次のとおりであることが認められる。

すなわち、甲氏については、長年にわたり桐蔭中学高校の校長の地位にあったが、平成21年度に生じた資産運用問題を受け、平成24年12月ころ、平成25年3月をもって校長を退任し、以降教育相談役に就任することとなった。そして、甲氏は平成25年4月以降、教育相談役として学校法人からは月額■■■■万円（賞与を含めて年間15か月分）が給与として支給されるようになったが、それ以前の給与額から大きく減額されたため、甲氏の処遇が問題となっていた。また、甲氏の子である■■■■氏（以下「■■■■氏」という。）については、平成24年6月ころより当

時体調不良であった 乙 氏の業務を補佐していたようであるが、学校法人の正式な職員とし採用されていたわけではなく、無給であったことから、この ■ 氏の処遇が問題となっていた。

そして、当時の学校法人の事務局長であった ■ 氏（以下「 ■ 氏」という。）の供述によれば、 甲 氏の校長退任が決まった平成 24 年 12 月ころ、 ■ 氏が 甲 氏にその旨を告げたが、その際、同席していた ■ 氏（以下「 ■ 氏」という。）から「月額 40 万円はあまりにも低すぎる。」というような意見が出されたが、 ■ 氏が学校法人の予算としてはそれが限界である旨述べたところ、 ■ 氏は「保護者で何とかする」というような趣旨の発言があった、とのことである。ここで、 ■ 氏とは、従前より、学校法人との間で桐蔭中学高校の客員講師としての雇用契約及び茶華道部外部講師としての委嘱契約が締結されている者であり、そのほか同人が代表を務める会社が運営する学生寮を学校法人へ賃貸するなどの関係にある者である。また、 ■ 氏の説明によれば、 ■ 氏は桐蔭中学高校の保護者で組織される桐友会の顧問であり、また、七夕会の相談役でもあるとのことである。

この ■ 氏の供述に対し、 ■ 氏は、平成 24 年 12 月ころ、確かに ■ 氏及び 甲 氏と話をする機会があったが、むしろ ■ 氏の方から給与の減額分につき「保護者会で何とかして下さい。」との発言がなされ、また、 ■ 氏の処遇についても ■ 氏から同様に「保護者会で何とかして下さい。」との発言がなされたとのことである。そして、 ■ 氏は、桐蔭中学高校の保護者会というと桐友会が想定されたことから、桐友会の会計を管理している 丙 氏及び 乙 氏に対して上記 ■ 氏からの発言内容を伝えたとのことであるが、その後に七夕会から 甲 氏及び ■ 氏に対して給与相当額が支払われたという事実は一切知らなかったと供述する。

以上、関係者からの供述を総合すると、 ■ 氏と ■ 氏の各供述には相

互に相容れない部分はあるものの、少なくとも平成24年12月ころ、甲氏の面前で、甲氏及び■氏の処遇問題につき保護者会で対応することが話し合われたことが認められる。

また、平成25年3月ころ、■氏が、事実上管理していた模試口座の残高が多額に及んだという理由で、その残高の措置について乙氏に相談したところ、乙氏は「七夕会へ移動させてはどうか。」と言い、最終的には甲氏に相談して決めるように指示した。それを受けて■氏は甲氏に相談したところ、甲氏は七夕会へ資金移動させることを了承したため、■氏は乙氏より七夕会の口座情報の提供を受け、前述のとおり、七夕会名義口座への送金手続を実行したことが認められる。

以上に加えて、模試口座から七夕会名義口座への資金移動の時期が平成25年4月であること、平成24年12月ころに甲氏の面前で甲氏及び■氏の給与について保護者会で対応することが話し合われていたこと、七夕会口座から毎月一定額が甲氏及び■氏名義の口座へ送金され始めたのが平成25年4月であり、その後も引き続き毎月一定の金額が送金されていたこと、模試口座から七夕会名義口座への資金移動直前の七夕会口座の残高がわずか578,227円であることからすれば、模試口座から七夕会口座への資金移動は甲氏及び■氏への給与相当額を支給するためであったことが容易に推認できる。

② 甲氏の認識について

この点、甲氏は、模試口座から七夕会名義口座への資金移動はあくまでも■氏から相談されたためにその実行を了承したまでのことであり、模試口座の性格や資金移動の理由について知らなかった、その後に甲氏及び■氏の口座へ送金されるとは思っていなかったとの弁解に終始した。

その一方で、甲氏は、■氏から相談を受けた際、模試口座に蓄えら

れた金員の趣旨や、その残高が多額に上っているという状況について一切
■氏に尋ねていないなどと供述するが、そうであるならば、校長であつた
甲氏が全く趣旨不明の資金移動を認めたことになり、極めて不自然な
供述である。

やはり、前述のとおり、甲氏は模擬試験によって事務処理費用が発生し、それが模試口座にて余剰していたことを認識していたといわざるを得ず、それに加えて、甲氏自身が七夕会口座への資金移動を了承したこと、その後、実際に七夕会口座から甲氏及び■氏名義口座へ定期的に送金されていることからすれば、模試口座から七夕会名義口座への資金移動は、七夕会から甲氏及び■氏に対して給与相当額を支払うために実行されたものであることが認められる。さらに、平成24年12月ころに甲氏の面前で、甲氏及び■氏の給与について保護者会で対応することが話し合われていたこと、七夕会口座の通帳及び印鑑を乙氏が管理していたこと、乙氏は甲氏の了解なしに独断で七夕会口座からの送金を実行したとは考え難いことからすれば、乙氏のみならず甲氏もこれら一連の資金移動を少なくとも容認していたといえることができる。

3 B問題（副教材費及び実習費に関する簿外資金問題）

(1) 概要

B問題は、桐蔭中学高校における参考書などのいわゆる副教材費及び美術科目などにおける実習費（以下、副教材費と実習費とを併せて「副教材費等」という。）について、桐蔭中学高校が生徒から副教材費等として徴収した金員を学校法人の収入または預り金として計上せず、また、学校法人が定める正規の手続を経ず、ゆうちょ銀行に開設されていた振替口座（大阪桐蔭中学校名義口座、大阪桐蔭高等学校名義口座、以下「副教材費口座」という。）にて簿外にて事実上管理されていたことに加えて、乙氏の指示の下、総務課主任である■氏（以下「■氏」という。）

が毎年副教材費口座から残金全額を出金の上、その現金を 乙 氏へ交付し、乙 氏がそれらを費消していたというものである。

(2) 調査結果

ア 副教材費等の内容

副教材費とは、授業中に使用する参考書の購入費用のことである。

また、実習費とは、美術などの実習に要する費用のことである。例えば、平成25年度分の実習費は、次のとおりである。ただし、実習費のうち家庭科実習費については、桐蔭中学の全学年及び桐蔭高校の1年生のみにかかるものである。

平成25年度分の1人あたり実習費							
対象学年		中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年
単 価	美術実習費	3,000	3,000	3,000	-	-	-
	家庭科実習費	1,400	1,400	1,400	5,000	-	-
	総合プロジェクト実習費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	-
	学習と生活の記録	2,400	2,400	2,400	1,800	1,800	1,500
	原稿用紙	200	200	200	200	200	200
	プリント代	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	5,300
	出版協力費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	A:小計(円)	15,000	15,000	15,000	15,000	10,000	10,000
B:生徒数(人)		279	266	239	785	757	726
A×B		4,185,000	3,990,000	3,585,000	11,775,000	7,570,000	7,260,000
合計額(円)		11,760,000			26,605,000		
		38,365,000					

イ 副教材費口座の推移

① はじめに

副教材費口座は二種類ある。

すなわち、まず、桐蔭中学高校は年度初めに生徒保護者に対して副教材費等を請求するが、その際、ゆうちょ銀行の各振替口座（この口座を以下「①口座」という。桐蔭中学、桐蔭高校で各1口座がある。）への送金を依頼していた。そして、生徒保護者が①口座に副教材費等を送金

した後、その金員のうち実習費の中の家庭科実習費に相当する金員がゆうちょ銀行の振替口座（この口座を以下「㊥口座」という。これは1口座である。）へ振り替えられていた。

そして、㊤口座のうち、桐蔭中学名義については平成7年3月19日に、桐蔭高校名義については平成3年5月1日に、それぞれ開設されている。また、㊥口座は、平成9年5月28日に開設されている。そして、ゆうちょ銀行担当者の説明によれば、いずれの口座も、模試口座と同様、平成26年4月10日に代表者の廃止届が提出されており、廃止届提出前の代表者は 甲 氏であった。

ただし、平成24年度以降は、副教材費等のうち実習費は学校行事積立金の一部として生徒保護者に請求されるようになったため、生徒保護者が学校行事積立金を桐蔭中学高校の各オンバランス口座に振り込まれることとなるが、その後、その振り込まれた金員のうち副教材費等に相当する金員が、まず、㊤口座へ振り替えられ、次いで、その㊤口座へ振り替えられた金員のうち家庭科実習費に相当する金員が㊥口座へ振り替えられるようになった。

また、平成19年度以降、当時の監査法人の指摘を受け、実習費のうちプリント代及び出版協力費については、毎年、㊤口座から桐蔭中学高校の各オンバランス口座へ送金されており、それらは学校法人において雑収入として計上されている。

まず、④口座の年度ごとの受入金額、払出金額及び残高は、次のとおりである。

ただし、ゆうちょ銀行が発行した振替口座払戻状況調書に基づくものであるが、平成16年11月8日以降の分にとどまり、それより以前の分は保存期間の関係上発行されなかった。

ゆうちょ銀行 振替口座受払状況調書(中学)

(単位:円)

	受入金額(A)	払出金額(B)	Net(A)-(B)	口座残高
				4,781,912
調査期間:平成16年11月8日～平成17年3月31日	154,837	705,022	△ 550,185	4,231,727
調査期間:平成17年4月1日～平成18年3月31日	25,297,261	27,561,961	△ 2,264,700	1,967,027
調査期間:平成18年4月1日～平成19年3月31日	35,232,552	29,217,738	6,014,814	7,981,841
調査期間:平成19年4月1日～平成20年3月31日	43,192,614	44,172,847	△ 980,233	7,001,608
調査期間:平成20年4月1日～平成21年3月31日	31,201,154	33,521,089	△ 2,319,935	4,681,673
調査期間:平成21年4月1日～平成22年3月31日	42,087,091	40,187,278	1,899,813	6,581,486
調査期間:平成22年4月1日～平成23年3月31日	39,673,770	42,904,570	△ 3,230,800	3,350,686
調査期間:平成23年4月1日～平成24年3月31日	10,984,663	13,303,829	△ 2,319,166	1,031,520
調査期間:平成24年4月1日～平成25年3月31日	15,486,940	7,195,535	8,291,405	9,322,925
調査期間:平成25年4月1日～平成26年3月31日	16,386,000	17,113,921	△ 727,921	8,595,004
調査期間:平成26年4月1日～平成26年11月7日	12,635,018	13,142,016	△ 506,998	8,088,006

ゆうちょ銀行 振替口座受払状況調書(高校)

(単位:円)

	受入金額(A)	払出金額(B)	Net(A)-(B)	口座残高
				9,697,215
調査期間:平成16年11月8日～平成17年3月31日	29,075	314,935	△ 285,860	9,411,355
調査期間:平成17年4月1日～平成18年3月31日	51,446,168	45,736,950	5,709,218	15,120,573
調査期間:平成18年4月1日～平成19年3月31日	51,392,046	53,797,687	△ 2,405,641	12,714,932
調査期間:平成19年4月1日～平成20年3月31日	64,100,418	75,844,139	△ 11,743,721	971,211
調査期間:平成20年4月1日～平成21年3月31日	66,277,379	56,410,966	9,866,413	10,837,624
調査期間:平成21年4月1日～平成22年3月31日	65,494,361	73,433,908	△ 7,939,547	2,898,077
調査期間:平成22年4月1日～平成23年3月31日	55,993,200	57,046,947	△ 1,053,747	1,844,330
調査期間:平成23年4月1日～平成24年3月31日	21,984,750	19,692,760	2,291,990	4,136,320
調査期間:平成24年4月1日～平成25年3月31日	26,151,420	15,575,740	10,575,680	14,712,000
調査期間:平成25年4月1日～平成26年3月31日	26,620,956	25,859,076	761,880	15,473,880
調査期間:平成26年4月1日～平成26年11月7日	27,260,514	22,082,818	5,177,696	20,651,576

なお、④口座については、毎年(5月ないし7月)にその時点での残金全額が出金されていた。そこで、その口座残金を出金した日付を起点とした推移は、次のとおりである。

ゆうちょ銀行 振替口座受払状況調書(中学)

(単位:円)

	受入金額(A)	払出金額(B)	Net(A)-(B)
	4,781,912		
H16.11.15～H17.5.24	180,879	4,962,791	0
H17.5.19～H18.7.10	26,596,808	26,596,808	0
H18.7.8～H19.6.27	33,950,714	33,950,714	0
H19.6.28～H21.6.26	74,354,167	74,354,167	0
H21.6.30～H22.6.24	42,084,881	42,084,881	0
H22.6.25～H23.5.17	39,671,830	39,671,830	0
H23.7.29～H24.5.14	10,985,063	10,985,063	0
H24.5.29～H25.6.4	15,486,540	15,486,540	0
H25.5.31～H26.5.30	16,416,167	16,416,167	0
H26.6.3～H26.11.7	12,604,851	4,516,845	8,088,006

対応する会計年度	Bに占める 残金出金額
平成16年度対応	4,037,769
平成17年度対応	3,230,071
平成18年度対応	8,002,970
平成19・20年度対応	4,651,439
平成21年度対応	6,565,891
平成22年度対応	3,271,936
平成23年度対応	791,610
平成24年度対応	5,601,252
平成25年度対応	4,674,140
平成26年度対応	-

ゆうちょ銀行 振替口座受払状況調書(高校)

(単位:円)

	受入金額(A)	払出金額(B)	Net(A)-(B)
開始残高	9,697,215		
H16.11.24～H17.5.30	30,135	9,727,350	0
H17.5.31～H18.7.10	51,475,891	51,475,891	0
H18.7.10～H19.6.27	51,392,890	51,392,890	0
H19.6.29～H21.6.21	130,419,207	130,419,207	0
H21.6.30～H22.6.24	65,425,524	65,425,524	0
H22.6.25～H23.5.17	55,989,000	55,989,000	0
H23.7.28～H24.5.14	22,007,850	22,007,850	0
H24.5.29～H25.5.31	26,128,320	26,128,320	0
H25.6.4～H26.5.23	26,620,956	26,620,956	0
H26.6.3～H26.11.7	27,260,514	6,608,938	20,651,576

対応する会計年度	Bに占める 残金出金額
平成16年度対応	9,401,275
平成17年度対応	13,835,766
平成18年度対応	12,474,284
平成19・20年度対応	10,910,661
平成21年度対応	2,900,777
平成22年度対応	1,844,330
平成23年度対応	4,159,420
平成24年度対応	1,259,100
平成25年度対応	1,738,080
平成26年度対応	-

これによれば、桐蔭中学の④口座から出金された金員は合計40,827,078円であり、桐蔭高校の④口座から出金された金員は合計58,523,693円である。両者の合計は、実に99,350,771円に上る。

ところで、④口座について毎年かなり余剰があった理由については、副教材については一括購入に伴う割引によるもの(生徒保護者から徴収した金員と販売業者への支払額との差額)や、実習費については概算にて徴収するのに対し、実際の費消額がそれを下回り、なおかつ精算していなかったことなどが主なものと考えられる。

(イ) 受入金額について

受入金額は、生徒保護者からの副教材費等としての受入がすべてであ

る。

ただし、前述のとおり、平成２３年度以降は実習費のみとなっている。

(ウ) 払出金額（毎年の残金出金を除く）について

払出金額の支払先及び内容については、■■■■氏が保存していた振替受払通知書及び証憑類に基づく会計士調査によれば、基本的に振替口座払戻状況調書と整合するものであった。また、■■■■氏によれば、副教材費等にかかる請求書は教師側から回ってくるものであること、基本的に購入予定の物品を予め教師側から通知されており、請求書とその通知とを確認しながら支払っていたことが確認されていることから、払出金額は基本的に副教材費等の支払に充てられていたものと認定できる。

なお、平成１９年度以降、実習費のうちプリント代及び出版協力費については、毎年、④口座から桐蔭中学高校の各オンバランス口座へ送金されており、それらは学校法人において雑収入として計上されている。

③ ⑧口座の推移について

(ア) 年度ごとの受入金額、払出金額、残高

まず、⑧口座の年度ごとの受入金額、払出金額及び残高は、次のとおりである。

ただし、ゆうちょ銀行が発行した振替口座払戻状況調書に基づくものであるが、平成１６年１１月８日以降の分にとどまり、それより以前の分は保存期間の関係上発行されなかった。

ゆうちょ銀行 振替口座受払状況調査(高校)

(単位:円)

	受入金額(A)	払出金額(B)	Net(A)-(B)	口座残高
				2,976,113
調査期間:平成16年11月8日～平成17年3月31日	0	851,568	△ 851,568	2,124,545
調査期間:平成17年4月1日～平成18年3月31日	2,401,679	2,957,003	△ 555,324	1,569,221
調査期間:平成18年4月1日～平成19年3月31日	2,309,650	1,805,425	504,225	2,073,446
調査期間:平成19年4月1日～平成20年3月31日	3,309,519	4,449,791	△ 1,140,272	933,174
調査期間:平成20年4月1日～平成21年3月31日	3,119,195	2,262,308	856,887	1,790,061
調査期間:平成21年4月1日～平成22年3月31日	2,340,600	2,244,551	96,049	1,886,110
調査期間:平成22年4月1日～平成23年3月31日	2,984,600	2,825,875	158,725	2,044,835
調査期間:平成23年4月1日～平成24年3月31日	3,475,000	3,020,659	454,341	2,499,176
調査期間:平成24年4月1日～平成25年3月31日	4,882,540	5,406,975	△ 524,435	1,974,741
調査期間:平成25年4月1日～平成26年3月31日	5,022,600	4,999,418	23,182	1,997,923
調査期間:平成26年4月1日～平成26年11月7日	5,206,550	3,395,934	1,810,616	3,808,539

なお、家庭科実習費は、桐蔭中学の全学年及び桐蔭高校の1年生のみにかかるものであるため、㊦口座は中学と高校での区別をしておらず、1口座のみである。

また、平成23年度までは、桐蔭高校1年次修了時において、当該生徒にかかる家庭科実習費の残余を精算するため、その精算金(生徒1人当たりの精算金×生徒数)を㊦口座に振り替えるとともに、当該生徒の桐蔭高校2年次における副教材費等の請求の段階で、副教材費等の金額から上記精算金を控除して請求していた。ところが、平成24年度以降、家庭科教員が替わったことなどに伴う取扱いの変更のため、この精算は実施されていない。この点、■■■■氏は、従前のような精算を実施しないままに㊦口座に新たな年度の家庭科実習費が加算され混同してしまうと混乱を生ずるとの判断の下、そのような事態を回避すべく、次のとおり、毎年その時点での残金を全額出金して金庫にて保管していた。

平成24年5月14日 2,499,176円

平成25年6月7日 1,974,741円

(イ) 受入金額について

受入金額は、生徒保護者からの実習費として受入がなされた金員のうち、家庭科実習費に相当するものがすべてである。

(ウ) 払出金額（毎年の残金出金を除く。）について

払出金額の支払先及び内容については、■■■■氏が保存していた振替受払通知書及び証憑類（ただし、平成20年2月29日より前の証憑は保管されていない。）に基づく会計士調査によれば、基本的に振替口座払戻状況調書と整合するものであった。また、■■■■氏によれば、請求書は家庭科教師側から回ってくるものであること、基本的に食材の購入であることから、払出金額は基本的に家庭科実習費の支払に充てられていたものと認定できる。

④ 発見された現金

副教材費に関しては、次のとおり、合計52、060、676円の現金が桐蔭中学高校の金庫にて発見されている。

・平成26年11月7日に発見された現金

	金額	内容	発見された状態
1	1,259,100	平成24年度高校実習費	封筒に入った状態
2	5,601,252	平成24年度中学実習費	封筒に入った状態
3	1,738,080	平成25年度高校実習費	封筒に入った状態
4	4,674,140	平成25年度中学実習費	封筒に入った状態
5	15,000,000	不明	束
6	639,736	不明	束
7	4,437,190	不明	束
小計	33,349,498		

	金額	内容	発見された状態
8	2,497,616	平成23年度家庭科実習費	封筒に入った状態
9	1,974,741	平成24年度家庭科実習費	封筒に入った状態
小計	4,472,357		

・平成26年11月25日に発見された現金

	金額	内容	発見された状態
10	2,196,000	不明	封筒に入った状態
11	275	不明	封筒に入った状態

12	4,050	不明	封筒に入った状態
13	28,496	不明	封筒に入った状態
14	12,010,000	不明	束
小計	14,238,821		

なお、このうち番号1～4（合計13,272,572円）は④口座から出金された現金であると考えられる。また、番号8及び9（合計4,472,357円）については、若干の差額はあるものの、上記③（ア）の■氏が④口座から出金した現金に対応するものと考えられる。その余（合計34,315,747円）については、その出处は不明であるが、本報告書ではひとまず④口座から出金されたものであることを前提とする。

ウ ④口座からの残金出金及びその使途について

① 残金出金の経緯

前述のとおり、桐蔭中学の④口座から合計40,827,078円が、桐蔭高校の④口座から合計58,523,693円がそれぞれ出金されており、それらの合計99,350,771円が乙氏へ交付されていた。

この経緯について、乙氏への直接のヒアリングが実施できていないために十分に解明できていない。

この点、甲氏へのヒアリングにおいて、甲氏は「乙氏に対し、常々いわゆる渉外活動の諸費用のために『貯めておかないとだめだ』と言っていたところ、乙氏が独自の判断で副教材費等の金員からそれらを賄っていたものと思われる。」という趣旨のことを供述し、甲氏自身は乙氏が④口座より毎年出金していたことを知らなかった旨供述している。また、甲氏は、例えば塾などとの渉外活動に伴い発生する諸費用について乙氏が支払いをしていたため、甲氏自身はその出处を認識していないが、乙氏は学校法人または桐友会などに請求をして正規

の経理処理をしているものと思っていたとも供述する。

しかしながら、学校法人の決裁基準一覧によれば、桐蔭中学高校の校長は支払依頼書のすべてにつき決裁権限を有していたところ、仮に 乙氏が正規の決裁手続をもって諸費用を学校法人に請求していれば、そのための支払依頼書を 甲氏は当然認識していたはずであり、上記 甲氏の供述は不自然というほかない。また、甲氏の供述は、要するに、乙氏に対し、渉外活動のための諸費用を賄うべきであるとの目的を指示しながら、その方法については指示していないというものであるが、そのような指示は不合理かつ不自然である。

やはり、前述のA問題で指摘したのと同様、平成4年1月の労働組合からの要求項目の一つに「生徒から徴収した金銭（副教材費、模擬テスト代、各種検定試験代、その他）のバックマージンの使途を明らかにすること。」が掲げられていること、④口座のうち桐蔭中学名義口座は平成3年5月1日にはすでに開設されていたことが認められること、また、甲氏の「乙氏に対し、常々いわゆる渉外活動の諸費用のために『貯めておかないとだめだ』と言っていたところ、乙氏が独自の判断で副教材費等の金員からそれらを賄っていたものと思われる。」の供述からすれば、乙氏が、甲氏の指示の下、渉外活動のための諸費用を賄うものとして学校法人の予算とは別の資金を準備していたことは十分に認定できる。

② 使途について

④口座から出金され 乙氏において保管されていた現金の使途について、その裏付け資料としての領収書が 丙氏経由で 乙氏から提示を受けた。

これらの領収書の内容は多岐にわたるが、比較的多いものとしては、飲食費、ゴルフ代、タクシー代、旅費交通費、ガソリン代、贈答費、外

商[]の商品代、駐車場代、諸謝金などが挙げられる。そのほか、図書費、模試代金、工事費、桐蔭カップなどもある。そして、これらの領収書に記載された金額の合計額は53,561,605円である。

また、外商[]から提供された桐蔭中学高校との取引に関する資料（平成16年6月から平成26年12月まで）によれば、例えば、1点数十万円から100万円ほどするバッグや1点十数万円のスカーフ、紳士用アクセサリ、マフラスツールなどの商品の購入が確認されるほか、前記の 丙 氏経由で提示された上記領収書では確認されていない取引も確認されており、その金額は合計約7700万円に及んでいる。

エ 簿外取引は相当以前から始まっていること

以上のとおり、 丙 氏経由で提出された領収書の内容として53,561,605円、それ以外の外商[]から提出された領収書の内容として約7700万円が確認できることから、本調査にて現れた領収書などの証拠類で確認できる金額は合計で約1億2000万円である。また、前述のとおり、④口座からの出金で 乙 氏が管理していた金員99,350,771円のうち、本調査により合計52,060,676円の現金が桐蔭中学高校の金庫にて発見されている。

そうすると、これらの合計である約1億7000万円もの金額が簿外取引によって発生していたことが合理的に推認される。

さらに、④口座からの出金額として認定できた99,350,771円が、ゆうちょ銀行における記録保存期間の関係上、平成16年以降の分に限ったものであること、A問題で指摘した平成4年における組合とのやり取りなどに鑑みれば、このような副教材費にかかる簿外取引は相当以前から始まっていたことは容易に認定できる。しかしながら、平成16年より以前の簿外取引については、そもそも資料がなく、また、時間的な制約もあって、当委員会においては、これ以上の調査は著しく困難といわざるを

得ない。

オ 副教材（参考書）費について

副教材費等のうちの副教材（参考書）費については、平成23年度以降、生徒保護者が、 文具がゆうちょ銀行に開設した 文具名義の口座（以下「 文具口座」という。）に直接振り込んで支払う方法に切り替えられた。

 文具は、平成16年3月、桐蔭中学高校におけるいわゆる購買部として文具等の販売を目的として、学校法人との間で学校施設設備の一部を賃借する契約を締結し、以降、桐蔭中学高校の購買部としての役割を担っていた。

 文具の供述によれば、従前は桐蔭中学高校の購買部として文具を中心に販売していたが、乙氏より、副教材の取扱事務の教員への負担を軽減すべく 文具にて生徒保護者と直接取引してほしいとの要請を受けたため、平成23年度より副教材を取り扱うようになった、具体的には、毎年7月ころに学校から生徒保護者へ振込用紙が配布され、生徒保護者からは 文具口座に費用を送金される、生徒ごとの送金の確認は 文具で行うが、未払者への督促は学校側で行う、副教材の発注業務は学校で行い、業者からの請求書は一旦学校に届くが、 文具は 氏から請求書を受け取り、 文具口座から原則として振込送金により支払っていたが、例外として一部の業者（その中には 文具も含まれている。）へは 文具口座から出金して現金にて支払っていた、 文具は単に副教材費の徴収及び支払を取り扱うのみであり、副教材費の発注や納品には関与していない、とのことである。

この点、 文具から 文具口座の振替口座受払状況調書及び証憑類の提示を受けた。それによると、 文具口座からの出金について、多くは業者への支払いであることが確認されたが、次のとおり、

領収書との金額が齟齬する出金のほか、毎年年度初めにその時点での残金のほとんどが出金されていることが確認された。

(領収書との金額が齟齬する出金)

年 度	日 付	金 額
平成 23 年度	7 月 20 日	270,046
	7 月 27 日	41,842
	12 月 13 日	-22,906
平成 24 年度	8 月 6 日	874,689
合 計		1,163,671

(毎年年度初めに残金のほとんどの出金)

日 付	出金額	出金直後の残高
H24.3.14	4,000,000	2,644,149
H24.5.9	2,600,000	44,149
H25.4.26	4,600,000	4,633
H26.4.10	2,800,000	32,954
合 計	14,000,000	

後者の点について、 文具の説明によれば、副教材費を取り扱った当初、年度末に多額の現金が残ったため、この残高の処理について 乙氏に相談したところ、乙氏からは「今後もいろいろなことで必要となるであろうから 文具で預かっておいてくれ。」というような話を受けたため、 文具口座より出金の上 文具が預かっていたとのことである。そして、それらの金員の一部については、 などが全国大会に出場した際の祝い金として桐蔭中学高校に交付したが、それ以外は現金で保管しているとのことである。この点、当委員会が 文具に対して、現在保管している現金の金額の回答を求めたが、 文具から具体的な回答はなされなかった。しかし、前記の現金出金 1400 万円のほか、後記 C 問題において記述する検定試験にかかる事務処理費用の

一部が[]文具に渡ったものと推測される。

また、[]文具口座の現在（平成27年1月19日）の残高は2,824,864円である。

ところで、副教材費について[]文具が取り扱うようになった経緯について、[]文具は乙氏から学校の事務負担の軽減のためと聞いたと供述する。しかし、この点、[]氏によれば、平成22年度の監査法人による監査の際に④口座について副教材費は学納金に含めて処理するのが望ましいとの指摘を受けていたが、結局、学納金に含めての処理へ変更されることはなく、学校外の[]文具が取り扱うようになったとのことである。また、[]文具口座の残高の処理について乙氏が[]文具に対して「今後もいろいろなことで必要となるであろうから[]文具で預かっておいてくれ。」というような話をしたことなどに鑑みれば、乙氏が、結局、副教材費について、監査法人の指摘に従えば、④口座での余剰金捻出が困難になることから、その代わりに[]文具口座を余剰金捻出の手段として利用しようとして企図していたことが強く疑われる。

4 C問題（検定試験の受験料に関する簿外資金問題）

(1) 概要

C問題は、桐蔭中学高校が外部の業者が主催するいわゆる検定試験を実施するにあたって、生徒保護者から徴収した検定料を学校法人の収入または預り金として計上せず、また、学校法人が定める正規の手続を経ず、現金にて簿外にて事実上管理されていたことに加えて、その一部が検定試験とは無関係と思われる名目にて費消されているというものである。

(2) 調査結果

ア はじめに

検定試験の実施には、検定試験実施業者が受験生の募集、会場提供及び

試験監督などの事務を執り行う場合と、学校が業者に代わってそれらの事務を執り行う場合とがあるところ、後者の場合にはそれらの事務を処理するに伴う費用（この費用についても、以下「事務処理費用」という。）を業者が負担するのが一般的とされている。そして、この場合には、学校は、生徒からは正規の受験料を徴収するが、そこから事務処理費用を控除し、その控除後の残額を業者へ支払うこととされており、桐蔭中学高校において実施されていた検定試験についても基本的には同様の仕組みである。

そして、実施業者から提供された資料によれば、桐蔭中学高校が収受していた検定試験ごとの事務処理費用は、次のとおりであった。ただし、後述するが、英語検定を除くすべての検定試験について、平成21年度または平成22年度ころから、 文具が検定料等の収受を含む事務処理をしていたことから、その間の事務処理費用は 文具が収受していたものと推認される。もっとも、その点の帳簿ないし証憑類を確認できないため、その具体的金額までは認定できない。

検定試験の別	提供資料の回答期間	事務処理費用の累計額
漢字検定(中学)	平成22年8月～平成26年8月	1,856,770
漢字検定(高校)	同上	1,278,540
英語検定(中学)	平成15年第1回～平成26年第2回	564,640
英語検定(高校)	同上	406,430
数学検定(中高)	平成19年7月～平成26年11月	9,172,690
日本語検定(中学)	平19年6月～平成26年11月	2,838,870
合計		16,117,940

イ 漢字検定について

漢字検定については、30年ほど前から実施しているが、20年以上に

わたって学校にて検定料を取り扱っていたが、平成21年度か平成22年度より[]文具に委託しており、学校は検定料を取り扱っていないとのことである。

まず、学校において検定料を取り扱っていた当時、いわゆる事務処理費用が発生していたところ、それらを国語科教員[]氏（以下「[]氏」という。）がゆうちょ銀行に開設した同人名義の口座（元々、この口座は国語科の親睦会として使用されていた口座であるため、慶弔費などの漢字検定以外の収支も含まれているとのことである。）と現金にて保管していたとのことである。平成26年4月、[]氏は上記口座を解約の上、現金と併せた1,092,732円を、同じく国語科教員[]（以下「[]氏」という。）へ引き継いだとのことである。さらに、[]氏はこれらの金員を関西アーバン銀行に開設した同人名義の口座にて保管し、その一部を論理検定料及び国語科で使用する教材購入（入試年鑑や赤本など）に費用に充てた結果、現在の残高は799,871円とのことである。

次いで、[]文具が検定料を取り扱うようになってからについて、[]文具の説明によれば、生徒から申込みと同時に受けた検定料を受領した後、[]氏より業者からの請求書を受け取り、それに従って業者へ検定料を振込送金しているとのことである。その結果、生徒から受領した検定料と業者への支払額とに差額（事務処理費用）が発生するが、それらについては、乙氏から[]文具で預かっておいてほしい旨の説明を受けていたため、[]文具で受領したとのことである。

ウ 英語検定について

英語検定については、20年ほど前から実施しているが、当初は学校にて申込み及び検定料を取り扱い実施会場も桐蔭中学高校としていたが、約15年前より申込手続を外部業者（[]書店）に委託する（[]書店

担当者が桐蔭中学高校に来校した上で申込手続を行う）とともに桐蔭中学高校ではなく一般会場で受験する取扱いへと変更したとのことである。

学校にて申込み及び検定料を取り扱っていたころの事務処理費用は年間50～60万円ほどあり、ここから試験監督担当者への日当（1万円）及び昼食代として年間30万円（年間延べ30人程度）以上を支払っていたとのことである。そうすると、年間20万円の事務処理費用がプールされることから、5年間で100万円程度になっていたであろうとのことである。そのほか、英語科で使用する電子辞書やラジカセなどの購入にも充てていたとのことである。また、 書店に委託して以降であっても、英語検定協会からは英語科主任宛に年間5～6万円の郵便小切手が届くようになっていたとのことである。これらの事務処理費用及び郵便小切手の代わり金は口座及び現金にて保管されており、口座の残高は約135万円とのことである。

 書店の業者が申込手続を行うようになってからは桐蔭中学高校は検定料を取り扱っていないとのことである。しかし、前述のとおり、英語検定協会から英語科主任宛に年間5～6万円の郵便小切手が届くようになっていたとのことである。

その後、平成22年度か平成23年度より、他の検定試験と同様に 文具が申込手続を行うようになったとのことである。

この点、 文具によれば、生徒保護者から申込みを受けて受領した検定料は 書店へ支払うが、その後、 書店より検定料の5%相当額（事務処理費用）を受け取っているとのことである。なお、 文具が受領していた事務処理費用は、検定1回につき120～130万円（ただし、年2回あるところ、2回目はそれよりも少なくなるとのことである。）とのことであるが、漢字検定と同様、乙氏から 文具で預かっておいてほしい旨の説明を受けていたため、 文具で受領

したとのことである。

エ 数学検定について

数学検定については、平成16年度より桐蔭中学高校を会場として実施しており、それ以降、桐蔭中学高校にて検定料を取り扱っていたが、平成22年2月の実施分より[]文具が検定料を取り扱っているとのことである。なお、平成21年度から全員の生徒が受験するという取扱いになっているとのことである。

まず、学校において検定料を取り扱っていた当時、平成16年度は当時の教頭であった[]氏（以下「[]氏」という。）が、それ以後は数学科教員[]（以下「[]氏」という。）が、それぞれ取り扱っていたとのことである。[]氏によれば、平成19年度から平成21年度までの事務処理費用については、[]氏で管理しており、答案の送料や事務手続の不備による検定料不足分の補填に費消しており、数学検定に係る費用以外の費消はないとのことである。また、平成21年度に生徒全員が受験する取扱いになったことに伴い、その時点で[]氏が管理していた事務処理費用は約600,000円であったという記憶であり、これらは平成21年7月末ころに当時の教頭であった[]氏（以下「[]氏」という。）に手渡したとのことである。この[]氏は、金額は定かではないが[]氏より現金を受領し、その現金は乙氏へ手渡したとのことである。

次いで、[]文具が検定料を取り扱うようになってからについては、基本的には漢字検定と同様の処理とのことであり、事務処理費用は[]文具が受領していたとのことである。

オ 日本語検定について

桐蔭中学高校からの説明によれば、日本語検定が平成19年に初めて実施されるにあたり、当時の実施団体である[]書籍株式会社（以下「[]書籍」という。ただし、平成21年6月実施分からの実施団体は非営利特

定法人日本語検定委員会であり、■■■■書籍は同委員会の会員となっている。)が桐蔭中学高校を勧誘したところ、当時の副校長であった■■氏が高
校1年生のみに年間1回に限り実施することとされ、最初に実施された年
度の検定料を取り扱ったのは国語科教諭■■■■氏(以下「■■氏」とい
う。)であるとのことである。この際の事務処理費用は102,000円
であったが、■■氏が■■■■書籍株式会社(または■■氏)から受け取り、そ
れを桐蔭中学高校の金庫にて保管していたが、その後数年経過したところ、
金庫内に不明な封筒があるとの指摘を受け、再び■■氏が保管するようにな
り、その後、今回の調査の際に現在の事務長(事務取扱)である■■
■■氏(以下「■■氏」という。)に渡したとのことである。

その後の検定試験の検定料の取扱いは、一応国語科の教員が持ち回りで
取り扱っているが、そのうち申込手続及び検定料の取扱いは■■■■文具
が行っており、その余の事務は実質的には■■■■書籍が代行しているため、
国語科の教員はほとんど関与していないとのことである。

この点、■■■■文具の説明によれば、基本的にはその他の検定試験と
同様の処理とのことであり、事務処理費用も■■■■文具が受領していた
とのことである。

また、この日本語検定については、平成24年9月から■■■■書籍が問題
集を販売しているが、この販売にも■■■■文具が事務処理を代行してい
る。東京書籍から提供された資料によれば、■■■■文具の事務処理費用
は問題集の定価の10%とされている。しかし、この問題集について実際
に■■■■文具が受領した事務処理費用を確認するには至らなかった。

5 D問題(附属中学高校の検定試験の受験料に関する簿外資金問題)

(1) 概要

D問題は、附属中学高校が外部の業者が主催するいわゆる検定試験を実
施するにあたって、生徒保護者から徴収した検定料を学校法人の収入また

は預り金として計上せず、また、学校法人が定める正規の手続を経ず、現金にて簿外にて事実上管理されていたことに加えて、その一部が検定試験とは無関係と思われる名目にて費消されているというものである。

(2) 調査結果

ア はじめに

附属中学高校が検定試験を実施する場合には、桐蔭中学高校が実施する場合と同様、生徒からは正規の受験料を徴収するが、そこから事務処理費用を控除し、その控除後の残額を業者へ支払うこととされている。

以下、附属高校、附属中学の順次に述べる。

イ 附属高校について

① 事務処理費用について

附属高校が実施していた漢字検定、英語検定及び情報処理検定の実施業者から提供された資料によれば、附属高校が収受していた検定試験ごとに事務処理費は次のとおりであった。

検定試験の別	提供資料の回答期間	事務処理費用の累計額
漢字検定	平成 22 年 5 月～平成 26 年 6 月	357,310
英語検定	平成 15 年第 1 回～平成 26 年第 2 回	654,200
情報処理検定	平成 15 年 2 月～平成 18 年 7 月	93,090
合計		1,104,600

② 事務処理費用の管理状況、支出について

(ア) 漢字検定について

附属中学高校からの説明によれば、検定料は、各クラス担当教員が生徒保護者から徴収し、それらを国語科教科指導主担が集計作業をした後、事務処理費用を控除した残金を日本漢字検定協会へ振込送金していたとのことである。

これらの事務処理費用は国語科教科指導主担が現金にて管理しており、検定に関わる教材、会場準備時の消耗品、試験監督を行った教員に対する会議費等として支出されていたとのことである。収支については、現在の国語科教科指導主担が平成24年度以降の内容を記録している現金出納帳が存在するが、証憑類は存在しない。この現金出納帳によれば、この3年間での支出は漢字検定にかかる問題集の購入費17,220円のみであり、現在の現金残高は172,917円とのことである。

(イ) 英語検定について

附属中学高校からの説明によれば、検定料の取扱いは基本的には漢字検定と同様とのことであり、主に英語科教科指導主担が管理しているとのことである。

現金出納帳は平成18年度から平成26年度まで記帳されたものがあるが、平成21年度は途中記帳が欠落している部分がある。また、証憑類は、支出に関するものが平成24年度以降のみ存在している。支出には、英語検定に関する支出のほかに、特定の教員に対する「御礼」や「お祝い」などの名目での支出が認められる。現在の残高は263,022円とのことである。

(ウ) 情報処理検定について

附属中学高校からの説明によれば、検定料の取扱いは基本的に漢字検定と同様とのことであり、主に国際科国際情報コース（その後、進学英語コースと改編され、現在は国際科進学コースとなっている。）の教員が管理しているとのことである。なお、情報処理検定は平成18年7月を最後に実施されていない。

現金出納帳などの帳簿は一切作成されておらず、現在の残高は4,750円である。これは、平成10年度に実施された検定試験の事務処理

費用 6,000 円から出願書類の郵送料 620 円及び振込手数料 630 円を控除した残金であるとのことである。

ウ 附属中学について

① 事務処理費用について

附属中学が実施していた漢字検定、英語検定及び数学検定の実施業者から提供された資料によれば、附属中学が収受していた検定試験ごとに事務処理費用は次のとおりであった。

検定試験の別	提供資料の回答期間	事務処理費用の累計額
漢字検定	平成 22 年 6 月～平成 26 年 6 月	185,010
英語検定	平成 15 年第 1 回～平成 26 年第 2 回	524,240
数学検定	平成 15 年 2 月～平成 18 年 7 月	473,410
合計		1,182,660

② 事務処理費用の管理状況、支出について

附属中学高校からの説明によれば、附属高校とは異なり、検定試験ごとの管理は行っておらず、検定にかかる収支はすべての検定試験が合算されていたとのことである。また、現金の保管を含めた会計担当は輪番制とされ、現金は教員用機の鍵のかかる引出で保管されていたとのことである。

現金出納帳は、平成 14 年度から現在に至るまでの記録がなされており、英語検定は平成 14 年度より、漢字検定は平成 17 年度より、数学検定は平成 19 年度より、それぞれ計上されている。現在の残高は 222,782 円であるが、保管されている現金は 222,573 円にとどまり、209 円が不足しているとのことである。また、証憑類は保管されていない。

現金出納帳によれば、支出の多くはコーヒー代などの会議費とみられ

るが、「香典」「浄水器のフィルター」「餞別代」「副教材代」「教科書代」「校外学習道具」「反省会」「花束」「入湯税」「中学卒業慰労補助」「お祝い」「ホテル■■■■■残金」「めがね」といった名目の検定試験とは無関係な支出も確認された。

6 簿外取引のまとめ

以上の簿外取引にかかる金員を整理すると、次のとおりとなる。

(1) A問題

①模試口座の現在残高（中学）	48,978,138円
（高校）	71,288,103円
②模試口座からの出金で証憑類のない分	10,502,302円
③模試口座に入金されなかった金額	認定ならず
④丁氏による補てん額	21,274,000円
⑤七夕会への資金移動額（中学）	36,451,564円
（高校）	27,657,731円

ただし、①の金額には今後業者へ支払われるべき金額が含まれる。また、⑤の金額は最終的に模試口座に返戻されているため、①の金額に含まれている。

(2) B問題

①A口座の現在残高（中学）	8,088,006円
（高校）	20,651,576円
②A口座からの乙氏による出金額（中学）	40,827,078円
（高校）	58,523,693円
③B口座の現在残高	3,808,539円
④発見された現金	52,060,676円
⑤丙氏提供領収書の合計額	53,561,605円
⑥外商■■■■■提供の取引合計額	約77,000,000円

ただし、⑥は⑤に含まれる外商[]提供の領収書に相当する金額を除く。

- ⑦ [] 文具口座残高 2, 8 2 4, 8 6 4 円
⑧ [] 文具口座からの出金で証憑類のない分 1, 1 6 3, 6 7 1 円
⑨ [] 文具保管現金額 1 4, 0 0 0, 0 0 0 + α 円

ただし、 α は C 問題の検定試験の事務処理費用の一部である。

(3) C 問題

検定実施業者提供の事務処理費用合計額 1 6, 1 1 7, 9 4 0 円

※このうちの一部は上記(2)⑨に含まれている関係にある。

(4) D 問題

検定実施業者提供の事務処理費用合計額 2, 2 8 7, 2 6 0 円

第 3 原因分析

1 はじめに

以下、A ないし D 問題の原因分析を行うが、その前提として、模擬試験、副教材等及び検定にかかる費用についての本来あるべき会計上の処理を確認した上で、A ないし D 問題にかかる経理の実態及びその背景として学校法人の内部統制体制について検討する。

2 会計上の取扱いについて

(1) 一般的取扱い

模擬試験、副教材等及び検定にかかる費用については、その名目のいかんを問わず、原則として実費精算するものかどうかにより区分される。

まず、一律に徴収して精算しないものは、授業料として学校法人の収入とされ、これらに対する費用は「教育研究費」あるいは「管理経費」として計上される。そして、私立学校においては、学則において授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項を記載しなければならないこととされており（学校教育法施行規則第 4 条 7 項）、保護者に対する授業料支援補助

金制度との関係では、定額をこえる徴収金はすべて学校が負担すべきこととされている。

これに対し、実費精算するものについては、このような費用の内容を明示して概算にて徴収し、学年終了時等にて精算することとされている。そして、会計上、徴収時において預り金勘定として計上し、期末には精算して残高を残さず、精算のための計算書を作成し、その内容を第三者に明示することとされている。

(2) 本件についての検討

ア 模擬試験にかかる費用について

模擬試験にかかる費用のうち事務処理費用に相当する部分については、本来的に学校法人が収受すべき金員であることから、学校法人の収入として計上するのが相当である。また、その余（正規の受験料から事務処理費用を控除した残額）については、学校は生徒から預かりそれを予備校へ支払うことが予定されていることから、その部分については預り金として処理するのが相当である。

したがって、会計上は、徴収時においてはまずは全額を預り金勘定として計上した上で、事務処理費用に相当する金額については収入と計上し、また、その余については期末に精算して残高を残さず、精算のための計算書を作成し、その内容を第三者に明示すべきものである。

イ 副教材費等にかかる費用について

まず、副教材費等のうち副教材費（つまり参考書代）については、単に生徒が個別に販売業者と直接取引するよりは学校が窓口となって業者との事務処理を行う方が便宜であるという趣旨に基づくものであることから、実費精算することが予定されているといえる。したがって、会計上、徴収時において預り金勘定として計上し、期末には精算して残高を残さず、精算のための計算書を作成し、その内容を第三者に明示すべきものである。

次に、実習費については、そのうちプリント代及び出版協力費については、その費用の性質上、そもそも精算できるものではない。これに対し、その余の実習費（美術実習費、家庭科実習費、総合プロジェクト実習費、学習と生活の記録及び原稿用紙）については、副教材費と同様、学校が窓口となって業者との事務処理を行う方が便宜であるという趣旨に基づくものであることから、精算が予定されているものとするのが相当である。

したがって、会計上、プリント代及び出版協力費は収入として計上すべきであり、その余の実習費については、預り金勘定として計上した上で期末に精算して残高を残さず、精算のための計算書を作成し、その内容を第三者に明示すべきものである。

ウ 検定にかかる費用について

検定にかかる費用については、基本的に模擬試験と同様であるから、会計上は、徴収時においてはまずは全額を預り金勘定として計上した上で、事務処理費用に相当する金額については収入と計上し、また、その余については期末に精算して残高を残さず、精算のための計算書を作成し、その内容を第三者に明示すべきものである。

3 学校法人における各種規程の内容

経理規程によれば、「この法人の経理に関する事項は、法令および寄附行為に定めるもののほか、この規程による。」とされ（第2条1項）、会計の区分として学校会計及び収益事業会計とされている（第6条）。そして、収益事業会計は一般企業会計に準ずるとされている（第2条2項）。また、各経理単位に経理責任者を置くこととされ、各学校においては事務長が経理責任者とされている（第8条1項）。

そして、予算に関しては、経理規程上、桐蔭中学高校及び附属中学高校ともに、予算責任者は校長とされ、予算事務責任者は事務長とされていること（第53条）、予算責任者は、理事会が決定した予算編成の基本方針

にそつて事業計画書を作成し、これに基づく予算積算書を作成しなければならず、予算事務責任者は作成された各予算積算書を集計し、予算責任者と協議を行った上、予算原案を編成すること、予算事務責任者は予算原案および各校各部から提出された予算積算書を財務部長に提出しなければならないこと、財務部長はその予算原案を統括し、法人事務局長を経てこれを理事長に提出しなければならないこと（第54条）、理事長は予算原案に基づき予算案を作成し、理事会の審議を経てこれを決定しなければならないこと（第55条）とされている。そして、予算責任者は、その所管に属する予算執行の責任を負い、予算の実施状況を常時把握しなければならないこととされている（第59条）。

次に、金銭の出納責任者は、桐蔭中学高校においては事務長、附属中学高校においては会計課長とされている（第21条）。そして、固定資産および物品の調達については、調達の決裁者は理事長とされるが、金額等による権限委譲については別に定めるものとしているところ（固定資産及び物品調達規程第3条）、決裁基準一覧によれば、桐蔭中学高校及び附属中学高校ともに、20万円未満のものは校長に、20万円以上100万円未満のものは事務局長に、100万円以上のものは理事長にあるとされている。また、会議費及び渉外費の支出に関するガイドラインによれば、桐蔭中学高校及び附属中学高校ともに、会議費（学園内職員同士の会合）については、「予算を執行しようとする場合は、稟議書を起案し、目的、参加予定メンバー、支出予定費用、その他必要な事項を明記の上、法人本部事務局長の決裁を得なければならない。」とされており、また、渉外費（学園職員と学外関係者等との会合等）については、「諸般の事情により、公的機関以外（民間企業、私立学校等）の学外関係者等との会合を実施する場合は、稟議書を起案し、会合の目的、効果、参加予定メンバー、支出予定費用、その他必要事項を明記の上、理事長の決裁を得なければならな

い。」とされている。

そのほか、金銭の支払は、支出権限者と支出について承認を要する者の決裁を得た支払依頼書および伝票により行うとされており（経理規程第26条）、桐蔭中学高校及び附属中学高校における支払依頼書についてはすべて校長に決裁権限があるとされている（決裁基準一覧）。

4 経理実態について

前述のとおり、本来、模擬試験及び検定にかかる費用については、事務処理費用には学校法人の収入として計上し、その余については実費精算すべきである。また、実習費のうちのプリント代及び出版協力費は収入として計上し、副教材及びその余の実習費は実費精算すべきである。

しかしながら、これらの問題となっている金員は、いずれも学校法人における会計処理が一切なされておらず、また、一切予算措置が採られておらず、いわゆる簿外取引とされている。このことからだけでも、学校法人の各種規程に違反していることは明らかである。また、これらの金員の支出にあたって、前記学校法人の各種規程が全く遵守されていないことは当然である。

その背景としては、甲氏の供述に象徴されるように、いわゆる渉外活動のための諸費用を賄うためであったことがうかがわれ、また、これらの簿外取引によって資金を蓄えていた者が、甲氏と同じく長年桐蔭中学高校に携わっていた乙氏であったこと、また、本来経理責任者であるはずの丙氏も、金庫の鍵や銀行届出印の保管を乙氏にほぼ完全にといいいほど委ねていたことから、相互のチェック体制が全く整っていなかったといわざるを得ない。また、甲氏は、前記した決裁基準一覧に基づく決裁についてもほぼ乙氏に委ねていた旨供述しており、丙氏とともに職務怠慢という誹りを免れないというべきである。

5 問題の背景、原因

すでに見たとおり、学校法人においては、経理関係についての規程はあるものの、実際の経理処理はこれら規程が全くと言って良いほど遵守されていない。

前述したとおり、本件で問題となっている金員のうち収入として計上すべきものについては、適切な予算措置が採られるべきであった。しかしながら、模擬試験及び副教材費等に関しては、校長かつ理事という立場にあった 甲 氏自身がその手続処理を 乙 氏に任せていた旨供述するに至っており、 甲 氏にも全く問題意識がないこと、また、学校法人も桐蔭中学高校に関する経理については 甲 氏に一任していたものとうかがわれ、理事会の監視機能が十分に果たせていなかったといわざるを得ない。

また、 甲 氏が桐蔭中学高校開設当初からの校長であり、その後の生徒数の著しい増加や進学・スポーツにおける成績の向上など桐蔭中学高校の発展に寄与したという実情があった故に、桐蔭中学高校内はもちろんのこと、学校法人においても 甲 氏の発言力が大きなものであり、これを掣肘することが憚られる状態であったことは容易に想像できるところ、そのような学校法人における独特の空気や教職員等の意識が本件の問題の原因または早期に発見されなかった原因となった可能性は十分あるものというべきである。

さらに、C問題及びD問題は、C問題につき現時点では 甲 氏の関与を窺うことはできないが、両問題とも、担当した教職員らが、本来学校法人の収入あるいは預り金として計上すべき金員を、学校法人が定める正規の手続きを経ずに現金として保管し、また、一部は恣に目的外に使用したというものであり、教職員らの学校法人各種規程とくに経理規程に対する意識の低さが原因しているものであることは明らかである。

そのほか、一般に監査法人による監査は、その監査期間が一定程度継続することでよりの確かつ深度のある監査が期待できるというのが実情であ

るところ、本件の学校法人を担当した監査法人がここ数年間で何度も入れ替わっているため（単年度で入れ替わった年度もある。）、継続的な監査がなされていないといえ、このような事情もこれらの簿外取引が発見されなかった遠因ということもできよう。

第4 責任の所在

1 はじめに

本件における問題に関する法的責任については、直接または間接に関与していた者の責任のほか、学校法人に対して善管注意義務を負う理事についても検討する必要がある。

また、責任の内容については、民事上の損賠賠償責任のほか、刑事上の責任を検討する。

2 直接または間接関与していた者について

(1) 検討対象者について

本件の簿外取引のうちの一部は、主に■■■■氏及び■■■■氏により、それぞれ徴収された目的によって費消されたことが伺えるものの、その余の部分については、甲氏、丙氏及び乙氏、または、丁氏によって、徴収された目的以外に費消されている。また、その費消の方法も、前述したような適切な決裁手続を踏んだものではなく、いわば無秩序、思うが儘に費消されたものと認めることができる。

そこで、責任を検討すべき対象者について検討すると、まず、■■■■氏及び■■■■氏は、本件の簿外取引は上司の指示に基づくものが認められ、また、両名がこれらの金員の費消に関与していたことも認められないため、民事上の責任を負うことはないと思料される。

問題は、甲氏、丙氏、乙氏、丁氏及び■■■■文具である。

(2) 民事上の責任について

ア 乙氏、丁氏について

ところで、前述のとおり、本件で問題となっている金員は、学校法人の収入として計上すべきものと実費精算すべきものとに区分される。

そのうち、学校法人の収入として計上すべき金員については、生徒保護者から徴収された時点でその金員は学校法人に帰属し、それらを事実上管理していた丁氏及び乙氏は学校法人からそれらの金員を委託されたものとするのが相当である。

これに対し、実費精算すべきものについては、一見、丁氏及び乙氏が保護者からそれらの金員を直接委託されたものとも思える。しかし、法的には保護者は学校法人に金員を預けたものと評価すべきである。そうすると、丁氏及び乙氏が直接保護者から委託を受けたのではなく、あくまでも学校法人から委託を受けたものとするべきである。

このように丁氏及び乙氏は、収入とすべきか実費精算とすべきかを問わず、これらの金員を学校法人からの委託を受けて管理していたものであるが、これらの金員の費消が学校法人からの委託の趣旨に反するものであれば、両名の学校法人に対する故意または過失が認められることとなり、その結果、学校法人に損害が生じていれば、両名は学校法人に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負うというべきである。もっとも、委託の趣旨に反するか否か及び損害の有無は、結局は、その費消が学校法人における正当な業務行為に基づくものかどうか（業務関連性の有無）の判断に尽きるものとする。

この点、関係者から提出された領収書等の証憑類の中には、模擬試験の受験料や副教材費の支払いのほか、学校設備の改修や修繕に要した費用の支払いなどが確認されるが、このような業務関連性が認められる金額を除いては、原則として不法行為に基づく損害賠償責任が生ずるものとする。

ただし、丁氏が関係する模擬試験にかかる金員については、丁氏はすでに費消したと推測される金員（21,274,000円）を学校法人に提供していることから、その分について損害は回復されたといえる。もっとも、上記金員（21,274,000円）の根拠に客観性はないこと、また、模擬試験にかかる簿外取引が平成16年よりも前から始まっていた可能性もあることからすれば、学校法人においては、さらに希望模試受験料及び教材費として丁氏が生徒保護者から徴収した金員を調査すべきであると思料する。

また、乙氏が関係する副教材費にかかる金員については、前述のとおり、証憑類からすれば少なくとも約1億7000万円もの金員が簿外取引で発生していることが合理的に推認されることから、これらの賠償を求めべきである。さらに、このような簿外取引は平成16年よりも相当以前から始まっていたことが推認されることから、学校法人においてはさらに調査を実施すべきであり、可能な限りの回収を図るべきである。

また、仮に両名からの任意の回収が進まない場合には、両名に対する法的措置も検討すべきである。

イ 甲氏、丙氏について

次に、甲氏の責任を検討するに、甲氏は渉外活動における諸費用については学校法人の適切な会計処理により賄われていたと供述するが、その供述に信憑性が認められないことは前述のとおりであり、乙氏は、甲氏の指示の下で、簿外取引で捻出した金員でもってその支払いに充てていたことが認められる。したがって、甲氏については、乙氏との共同不法行為が成立するというべきである。

また、丙氏については、渉外活動における諸費用について乙氏が何らかの方法で捻出した金員でもってその支払いに充てていたものと推測していた旨供述している。そして、丙氏は、長年にわたり乙氏が準備し

ていた簿外資金でもって支払いに充てられた渉外活動に自ら参加していた部分があること、また、自ら参加していない部分についても 乙 氏が何らかの方法で捻出した金員を費消していたことは少しの注意を持ってすれば容易に認識し得るものであって、事務長という立場に鑑みれば、少なくとも 乙 氏のそのような簿外取引及び費消行為を止める注意義務があったことはいうまでもない。したがって、丙 氏については、少なくとも事務長職にあった期間については、学校法人に対して 乙 氏とともに不法行為責任（共同不法行為責任）を負うというべきである。

また、丁 氏の不法行為責任については、甲 氏は模擬試験による事務処理費用の余剰について認識していたことが認められ、また、丁 氏はその余剰を渉外活動費へ費消することについて了承を得た人物を記憶にないと供述するが、最終的に 甲 氏の了承がなければそのような費消はできなかったと考えるのが自然であることから、甲 氏は 丁 氏と共同不法行為責任を負うというべきである。一方、丙 氏については、丁 氏の費消について 丙 氏の関与を認めるだけの事情が見出せない以上、否定的にならざるを得ない。

また、七夕会への資金移動問題については、民事上は、結局は模試口座に資金の全額が返戻されていることから、学校法人の損害は補填されたものといえる。

ウ ■■■■ 文具について

■■■■ 文具は、元々桐蔭中学高校のいわゆる購買部としての役割を担っていたところ、平成23年度ころから、副教材（参考書）及び検定試験について、生徒保護者からの費用の徴収及び業者への支払いも取り扱っていたところ、副教材（参考書）、検定試験ともに割引ないし事務処理費用に相当する多額の金員を受領していたことが確認された。

この点、■■■■ 文具の説明によれば、いずれも 乙 氏から預かってお

いてほしいと言われた旨供述しており、これを前提とする限り、
文具は単にこれらの金員を預かっていたにすぎないため、文具
は、文具口座の現在残高、同口座から出金した14,000,0
0円及び検定試験の事務処理費用相当額を学校法人に返還すべき義務を負
うというべきである。

したがって、学校法人は、文具に対し、上記金員の返還を求め
るべきであり、任意の返還がなされないのであれば法的措置を検討すべき
である。

なお、確かに文具は副教材費や検定試験の受験料を取り扱って
いた事実があるため、それに相応する事務手数料が発生しているとの評価
もあり得る。しかしながら、そもそも学校法人と文具との間では
その事務手数料に関する合意に関する資料は一切ないため、当委員会にお
いて事務手数料相当額を認定することはできない。

(3) 刑事上の責任

民事上の責任を負うというべき甲氏、丙氏、乙氏及び丁氏につ
いては、刑事上の責任として（業務上）横領罪の成否が問題となる。

ところで、（業務上）横領罪が成立するためには、いわゆる不法領得の
意思を要する。不法領得の意思とは、一般に、他人の者の占有者が、委託
の任務を背いて、権利者を排除し、他人の物を自己の所有物と同様にその
経済的用法に従い利用・処分する意思をいうところ、専ら委託者本人のた
めにする意思に基づく場合は、それが権原を超えた他人の財物に対する処
分行為であっても、不法領得の意思を認めることはできないと解されてい
る。

この点、模試口座から七夕会口座へ移動された資金を除く余剰資金の費
消については、それらが各人の個人的な目的のために費消されたことは未
だ明らかではないことから、少なくとも現時点での証拠状況を踏まえれ

ば、不法領得の意思を立証することができると評価するにはなお障害があるといわざるを得ない。もっとも、今後、簿外取引による余剰資金が各人の個人的な目的のために費消されたことが明らかになった場合には、（業務上）横領罪が成立するといえるから、証拠関係を踏まえて告訴を検討すべきである。

次に、模試口座から七夕会口座への資金移動については、その後、七夕会口座から 甲 氏及び 氏（黒字）の各人の個人名義口座へ資金移動されていることから、別途検討を要する。すなわち、七夕会口座から 甲 氏名義口座へ、平成25年4月23日から平成26年10月23日までに、少なくとも500,000円が19回、2,500,000円が1回、合計12,000,000円が送金されている。また、七夕会口座から 氏（黒字）名義口座へ、平成25年4月23日から平成26年2月21日までに、少なくとも300,000円が12回、1,500,000円が1回、合計5,100,000円が送金されている。

この点、甲 氏は、そもそも七夕会口座から 甲 氏名義口座に上記送金が行なわれていることを知らなかった、桐友会から給与として 甲 氏名義口座に送金されていると思っていた、送金され始めてから半年以上経ってから七夕会口座から送金されていることを知ったなどと供述する。しかしながら、自らの名義の口座の動きについて全く知らなかったということ自体不自然であること、平成24年12月ころに 甲 氏の面前で給与の減額分について保護者会で対応することが話し合われていたこと、当時の 乙 氏が 甲 氏に告げずに 甲 氏名義口座などへの送金を実行したとは考え難いこと、甲 氏は 氏（黒字）の処遇については知っていたが、自身の処遇が問題となっているとは知らなかったとの供述自体も不自然であること、甲 氏は平成25年4月ころに 氏（黒字）からの伺いに対し模試口座から七夕会口座への資金移動を了承していることなどからすれば、甲 氏が七夕会口座か

ら毎月のように 甲 氏名義口座へ送金されていたことを認識していたというべきである。また、甲 氏の桐蔭中学高校における立場や影響力に鑑みれば、これらの送金について 甲 氏の了解の下で実行されていたことも認定できる。そうすると、金員の移動先が 甲 氏自身の口座であること、しかも給料として受領していたことも併せて考慮すれば、甲 氏には不法領得の意思があったといわざるを得ない。また、その七夕会口座から 甲 氏名義口座への送金は 乙 氏が実行したものであって、乙 氏自身がその利益を享受したとはいえないものの、その実質は 甲 氏への給料としての支払いであったに鑑みれば、学校法人との委託の任務を背いて権利者を排除し、他人の物を自己の所有物と同様にその経済的用法に従い利用・処分する意思であったといわざるを得ない。

ところで、七夕会口座の名義が「大阪桐蔭中学校高等学校七夕会顧問校長 甲 」とされていることに加えて、その口座の通帳及び印鑑を 乙 氏が保管していたこと、現に 甲 氏は 乙 氏に対して模試口座から七夕会口座への資金移動を指示し 乙 氏はそれに基づき実行していることに鑑みれば、七夕会口座は 甲 氏と 乙 氏が共同で保管（占有）していたということが出来る。

よって、甲 氏及び 乙 氏には業務上横領罪の共同正犯が成立するといえるべきであり、学校法人は両名についての告訴を検討すべきである。

なお、これらの金員は最終的に 甲 氏及び 氏から七夕会を経て模試口座に返戻されているが、このことで犯罪の成否は左右されない。

これに対し、 氏については、 氏への資金移動に実質的な関与を認めるだけの証拠は認められないため、現時点では（業務上）横領罪の成立は認められない。

3 理事について

本件について、甲 氏を除く理事の地位にあった者については、それら

自身に具体的な法令違反は認められないが、善管注意義務違反の一つとして内部統制体制の構築義務違反の有無について検討することとなる。

この点、一般に、学校法人においては適切な内部統制体制を構築し、また他の理事が適切な内部統制体制を構築しているかを監視すべき義務があるとされており、事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制が整備されなければならない。しかし、いかなる内部統制体制を構築するかは経営判断事項であり、理事に広い裁量があるとされており、その具体的内容は基本的には経営判断の問題であるとされている。そして、整備すべき体制としては、リスクが現実化して惹起する様々な事件事故の経験の蓄積とリスク管理に関する研究の進展により充実していく側面は否定できず、その体制が適切かどうかは、当該体制の構築時点での知見や経験に基づいて判断されるべきものであり、その際には、当時の議論水準や他組織における内部統制体制の構築状況が判断材料となるものとされている。

この点、学校法人においては、平成22年3月18日付で内部監査規程が制定されるとともに内部監査室が設置され、一定の人員体制を整え、平成24年度より主に業務監査を中心に監査計画を立てて監査が実施されている。さらに、理事長への報告及び平成25年度からは理事長からの業務改善指示等がなされている。また、平成24年4月3日付で公益通報等に関する規程も制定されており、窓口を内部監査室とした一定の内部通報制度も整備している。もっとも、現時点まで通報事例はないとのことである。

ところで、大阪府では、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第3項に規定する私立高等学校等のうち大阪府内に所在するものについては、生徒の就学支援のために授業料負担の軽減を図るなどを目的として、知事が大阪府私立高校生等就学支援推進校（以下「推進校」という。）と

して指定することにより、授業料支援補助金が支給され、生徒保護者の授業料負担が実質無償化されている（大阪府内に住所を有する生徒保護者で、最大58万円が補助されており、学校が58万円を超える授業料を学則で定める場合にはその超える部分は学校が負担することとなっている。）。そして、本件の学校法人も推進校として指定されているが、その指定要件の一つとして「授業料（授業料と表示するもののほか、施設設備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、当該推進校に在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用として学則上規定しているもの。なお、PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。）やその他の費用負担に関し、納付の時期、方法等について、分納、後納を認めるなど適切に配慮すること。」がもうけられている（大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱第2条第3項参照）。

そうすると、本件の学校法人においては、この授業料支援補助金制度における推進校指定要件については特に注意を配るべき対象であったといえ、このような授業料に関する事項を優先的に内部監査の対象とする判断をすべき環境にはあったとはいえよう。

もっとも、前述のとおり、一定の内部監査制度を整えていることに加えて、本件では主に模擬試験や副教材費等が問題となっているところ、客観的資料で確認できる取引は平成16年以降であるものの、前述のとおりそれよりも相当以前からルーティーンとして繰り返されていたものであること、いずれも簿外での処理がなされており、予算措置等において理事会で審議される機会がそもそもなかったこと、例えば副教材費に関する簿外取引については、監査法人の学納金に含めるのが望ましいとの指摘を受けたにもかかわらず、それ以降、学納金に含めるどころか、むしろ外部の
文具口座を利用するなどその手法が巧妙であった面も否定できないこ

となどに鑑みれば、上記のような事情は認められるものの、本件について理事に内部統制体制の構築義務違反が認められるとまではいえないというべきである。

4 検定試験問題（C、D問題）について

なお、検定試験問題についても、模試口座と同様の問題構造にあるといえるが、学校法人から提供された資料も十分ではなく、また、時間的な制約もあって、特に事務処理費用の使途については十分な調査ができていない。当委員会が把握する限りでは、それほど高額なものではないものの、一部不適切と思われる使途が確認されている。したがって、学校法人においては引き続き検定試験における事務処理費用の使途を調査の上、業務関連性のない使途については適宜損害賠償請求を含めて検討すべきと思料する。

第5 会計・税務上の処理について

1 会計上の処理について

模擬試験及び検定試験の受験料並びに副教材費等の一部（プリント代、出版協力費）については、収入として計上すべきものであるから、これらは学校法人の収入として計上すべきである。

これに対し、そのほかの副教材費等については、本来的には実費精算すべきものであるから、学校法人は、徴収目的に沿った支出を算定の上、生徒保護者からの徴収額からこれらの支出額を除いた残額を適切に精算すべきである。この点、学校法人が精算すべき金額は、簿外取引の現在の残額（各口座の残金のほか、金庫等で発見された現金を含めた金額）を超えることになろうが、その超える部分は前述の 甲 氏らが学校法人に対して補填すべきものといえる（もっとも、甲 氏らによる補てんが期待できない部分については、結局、学校法人が負担すべきこととなろう。）。

ただし、前述したとおり、これら一連の簿外取引は、本調査によって認定できた取引以外にも、相当以前から敢行されていたことが合理的に推認されることから、学校法人において可能な限りの調査を尽くすべきである。

また、本件の簿外取引にかかる費用は、前述した授業料支援補助金制度の下では授業料として取り扱うべきであるとの解釈の余地も十分認められることから、同制度における取扱いについて大阪府の指導を仰ぎ、適切に対処すべきである。

2 税務上の処理について

私立学校法上、学校法人はその設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるために収益を目的とする事業を行うことができる（第26条第1項）、その収益事業の種類は、私立学校審議会及び学校教育法第95条に規定する審議会等の意見を聞いて、所轄庁が定めるものとされている（同上第2項）。

したがって、本件の簿外取引のうち上記1のうち収入として計上すべき部分の税務上の処理については、前記した会計処理を前提として、所轄庁及び税務当局の指導を仰いだ上で適切に処理がなされるべきものと思料する。

第6 再発防止策の提言

1 再発防止策検討の前提問題（本件の原因）について

「第3 原因分析」で述べたように、A及びB問題は、いわゆる渉外活動のための諸費用を賄うために模擬試験や副教材などの費用で生徒保護者から徴収した金員を元手としてその残高を精算せずに蓄え、なおかつ、それらを主に渉外活動費として費消していたものであり、典型的な裏金作りであったといえる。

そして、これらの簿外取引が桐蔭中学高校の初代校長であった 甲 氏及び同じく長年桐蔭中学高校に携わっていた 乙 氏を中心に実施されていたこと、本来経理責任者であるはずの事務長 丙 氏も事務処理のほとんどを乙 氏に委ねていたこと、この簿外取引については事務処理を担っていた者を含めて経理規程が一切遵守されていなかったこと、さらには桐蔭中学高校の発展に寄与した 甲 氏の発言力が大きかったためにこれらの問題が明るみになるまでにかなりの時間を要したということができ、これらの点が本件の主な原因である。

また、C問題に関しても、桐蔭中学高校については特に[]文具が関与して以降では 乙 氏の関与が強く、その原因の構造は上記と同様といえる。また、C問題のうち[]文具が関与する以前の部分及びD問題は、その検定料などの管理の実態が極めて杜撰なものであり、教員の経理規程遵守の意識が極めて乏しいことが主な原因といえる。

2 提言

そもそも簿外取引ということ自体、経理規程等の遵守が一切なされていないということであるから、まずは、学校（現場）における金員、口座、印鑑及び金庫等の取扱いについて抜本的に見直す必要がある。改めて規程を見直し、それらにつき教職員全員に周知徹底することが何よりも急務である。

また、本件は、大学組織を中心とする学校法人に附属する中学高校で発生した不祥事であるため、学校法人本部の監視が行き届かなかったという面も否定できない。このような簿外取引を排除するためには、経理規程のとおり、原則としてすべての取引につき予算措置を講ずるという方針を確認するとともに、内部監査制度についても財務経理に関する事項を対象として継続的かつ適切な監査を行うべきである。そのためには、一つの取引ないし事項について複数人による相互チェックを基本とする事務及び決裁

手続を構築するとともに、それを実効性のあるものとするため人員体制も充実させることが必要不可欠である。

また、教職員の法令遵守に対する意識が乏しいといわざるを得ないため、全教職員に対するコンプライアンス教育を日常的に施すべきである。その上で、特に役員や幹部職員による不正行為がなされた場合の内部通報体制をより充実させるべきである。この点、現行の規定によれば、内部通報の窓口が学校法人内の組織である内部監査室とされているが、制度の客観性ないし中立性を担保するためにもやはり窓口は学校法人外の専門家ないし組織とすることも検討すべきである。

さらに、前述したが、監査法人による監査については基本的に同一の監査法人により一定の継続性をもって実施されることが望ましいといえる。

そのほか、本件の簿外取引問題に関与した 甲 氏のほか、 丙 氏、 乙 氏、 丁 氏などの幹部教職員については、本件の各問題が少なくとも職員の遵守義務（桐蔭中学高校の就業規則第 3 4 条（6）「本校の所有する金銭、物品を他に融通し、または私用に供しないこと。」）に違反し懲戒事由に該当すること（同規則第 5 0 条（8））、また、その責任の重大性に鑑み、学校法人において懲戒委員会に諮るべきである。また、このような手続によって再発防止のほか、他の教職員の法令遵守への意識改革に繋げていくことも検討すべきである。

以 上

ヒアリング対象者リスト

1		(大阪桐蔭中学高校 事務部会計課主任)
2		(大阪桐蔭中学高校 事務部総務課主任)
3		(大阪桐蔭中学高校 進路指導部副主事)
4	丙	(大阪桐蔭中学高校 元事務長、現事務部顧問)
5		(大阪桐蔭中学高校 事務長事務取扱)
6	甲	(大阪桐蔭中学高校 前校長、現教育相談役)
7	丁	(大阪桐蔭中学高校 元進路指導部主事)
8		(大阪桐蔭中学高校 校長)
9		(大阪桐蔭中学高校 元事務部総務課)
10		(学校法人大阪産業大学 元事務局長、現理事長付)
11		(大阪産業大学 教職員労働組合執行委員長)
12		(文具 代表者)
13		(大阪桐蔭中学高校 客員講師外)
14		(大阪桐蔭高校 元教頭) 文書回答

※カッコ内は基本的に現在の役職であるが、適宜過去の役職を記載している。